

# かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画) 個別事業実施状況(平成22年度)

## 基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり

### 1 子どもの権利の尊重

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1) 子どもの権利についての普及・啓発	①川崎子どもの権利の日事業	広く市民に子どもの権利についての関心と理解を深めるため、関係団体や市民グループ等との連携を図り、「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催するとともに、市民企画の講座やイベントなどを支援します。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」前後の約2か月間にわたり、市民との協働の企画・運営による「子どもの権利の日のつどい」の開催、地域における市民企画15事業の支援、子ども夢パークにおける子ども参加事業ほか、図書館での関連図書を紹介など広報啓発を併せて実施した。「子どもの権利の日のつどい」(講演等)には、960名の市民が参加した。	3	子どもの権利について、より多くの市民へ周知を図るために、事業の効果的な広報を進める必要がある。事業への市民の参加、関係団体及び市民グループ等との連携をより幅広く進めていく。	同規模で継続	●市民・こども局	●人権・男女共同参画室
	● ②子どもの権利についての啓発・広報	子どもの権利に関する意識の向上を図るため、これまでの子どもを中心とした広報に加え、パンフレットの配布先の新規開拓や大人が集まる場所等での広報の方法を検討し、大人向けの広報を進めます。	かわさき子どもの権利の日(11月20日)及び学校における子どもの権利週間に合わせて、市内全校に通う小4・中2・高1の児童生徒、子どもに関わる施設・機関・団体等に条例パンフレットを配布した。市立小学校入学説明会で保護者への配布を行った。合計964箇所、75,000部。また、配布とともに研修・学習会等への講師派遣を行った。人権擁護委員やJリーグと連携して、サッカー試合(20,000人参加)やサッカー教室での子どもの権利の広報を実施した。	3	配布するパンフレットの活用を図るためにも、子どもに関わる機関での研修や市民の学習会等の支援をより幅広く進める必要がある。親子等が参加するイベントでのより効果的な広報・啓発の方法を検討する。	同規模で継続	●市民・こども局	●人権・男女共同参画室
(2) 子どもの意見表明・参加の促進	①子どもの権利に関する行動計画の取組	子どもの権利に関する行動計画において、子どもの意見表明・参加を施策の方向性として位置づけ、推進します。	「第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(平成20～22年度計画期間)の各所管での進捗状況調査を実施し、進行管理を行った。また、「第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(平成23～25年度計画期間)を策定した。	3	第2次行動計画の各所管における3年間の成果と課題をもとに施策の自己評価をまとめて公表する。また、第3次行動計画に基づく施策の取組をすすめる。	同規模で継続	●市民・こども局	●人権・男女共同参画室
	②子どもの参加を促進するための啓発・広報	市ホームページ等の媒体を通じて、子どもが参加している事業等を子どもの興味をひくような方法で紹介することによって、子どもの参加を促進する「子どもの権利啓発事業」を実施します。	「かわさき子どもの権利の日のつどい」(11月14日：講演等)において、川崎市子ども会議の活動アピール、子どもたちのダンスの発表を行った。また子どもの権利の日のつどいの広報で、子ども会議を題材にPR動画を作成した。	3	イベントでの子どもたちの参加紹介は好評であったが、ホームページの活用との連携が図れなかった。市の事業で子ども参加事業が増え、事例として積極的に紹介することを検討したい。	同規模で継続	●市民・こども局	●人権・男女共同参画室
(3) 子どもの権利侵害に対する相談支援体制の充実	① 人権オンズパースンの周知	子ども・親・関係機関に向け、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関である人権オンズパースンの広報を進め、周知に努めます。	人権オンズパースンの活用・普及を行うため、関係機関と連携を図りながら、巡回人権オンズパースンを2回実施するとともに、新任校長研修等では人権オンズパースン制度に係る講義を行った。人権オンズパースン子ども教室では、小・中学校各4校、児童養護施設2園で実施し、人権オンズパースンの話を通して、子どもの権利侵害や制度について分かりやすく話した。平成22年度子どもの相談件数は181件、救済件数は10件、発意調査は2件あった。	3	人権オンズパースン相談・救済事業について、市民の理解と活用拡大を図る。巡回人権オンズパースン実施の見直しを行い、教育委員会や学校の年間授業計画等と人権オンズパースンの日程調整を図り、学校の要望・意向を反映した効果的な人権オンズパースン子ども教室を拡充して実施する。	同規模で継続	●市民オンズパースン事務局	●人権オンズパースン担当
	②相談窓口の周知	相談窓口や機関を記載したカード等を子ども等へ配布し、子ども自身と親が相談できる窓口について周知を図ります。また、児童養護施設等に入室する子どもに権利ノートを配布し、子ども自身の権利の確認や、権利が侵害された場合の相談の方法について周知を図ります。	児童養護施設等に入室する子どもに権利ノートを配布し、子ども自身が自分の権利を確認するとともに、生活の不安を軽減したり、相談・救済の方法を伝えた。 市内全ての保育園・幼稚園・小・中・高校の児童生徒に「人権オンズパースン相談カード」17万8千枚と小・中学校保護者向けのチラシ、子ども向けリーフレットを配布し、ポスターの掲示等を依頼した。また、各区子育てフェスタ、川崎子ども夢パーク、かわさき子どもの権利の日、すくらむ21などで制度について広報するとともに、全市広報掲示板等で普及に努めた。	3	各部署で発行する冊子、カード等への記載内容の統一化、発行時期、配布方法等の調整が必要である。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
				「相談カード2010年～ひとりで悩まないで」を発行し、6月下旬に市立各小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒と教職員に配付した。また、学習や進路、いじめ・暴力・登校できない学校のことや、生活のことなど子どもたちが様々な相談を出来るように数多くの相談機関や窓口を記載。また、配付については、各市民館、図書館、区役所等にも置き、利用を図っている。	3	学校をはじめとして、市内各施設にポスター掲示・リーフレット等を配布し、さらにメディア等を利用しての周知を図ることを検討する。	同規模で継続	●市民オンズパースン事務局
				3	カードを配付された子どもたちが、悩み事をもったときにひとりで悩むことなく気軽に相談できるように説明していただくよう、教師に対して働きかけを行っていく。	同規模で継続	●教育委員会	●人権・共生教育担当

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(3)子どもの権利侵害に対する相談支援体制の充実	● ③虐待相談・通告への初期対応の充実	虐待相談・通告への初期対応の充実のため、児童相談所の体制整備や児童虐待防止センターの機能の充実を図ります。	児童に関する相談が複雑、多様化している中で、こども家庭センターの高度専門的相談支援機能の拡充と市内3か所の児童相談所体制整備を図った。また、24時間365日の電話相談対応により、児童相談所の夜間・休日の迅速な対応及び、虐待通告を受けてから48時間以内の児童の安全確認を行い、子どもの安全確保に対応した。	3	迅速に的確な判断・支援が行えるよう、電話相談員をはじめ対応する職員のスキルアップを図る必要がある。	拡充	こども本部	こども福祉課
	④人権尊重教育研修事業の実施	保育園等に通う子ども一人ひとりの権利や個性が尊重されるよう、関係職員が子どもの権利等について学ぶ機会を充実します。	保育士が多様な文化的背景を持つ子どもについての理解を深めるために、人権研修等への参加や保育園での自主研修の中で実施し、学習の機会の充実を図った。	3	外国人の子どもが入園していない園では、研修の方法を検討する必要がある。また、引き続き研修は実施していく。	同規模で継続	こども本部	保育課
	⑤施設内虐待についての対応	施設内虐待を受けた子どもを救済するための仕組みづくりを進めるとともに、施設職員の対応方法等についてのガイドラインの作成や、施設内虐待の防止に向けた研修を実施します。	児童養護施設等に入所する子どもに権利ノートを配布し、子ども自身が自分の権利を確認するとともに、生活の不安を軽減したり、相談・救済の方法を伝えた。また、施設職員等も対象とした児童虐待防止講演会を開催した。	3	施設内虐待の未然防止を図るため、施設職員の資質向上を目的とした継続的な研修が必要である。	同規模で継続	こども本部	こども福祉課
(4)児童虐待防止対策の充実	①児童虐待問題対策委員会の活動の充実	児童相談所を中心とした児童虐待問題対策委員会における虐待防止に関する各事業の企画・運営を推進します。	児童虐待防止講演会の開催、コンビニエンスストアへの啓発活動の実施、オレンジリボンキャンペーンの実施など、児童虐待防止の広報・啓発活動を実施した。	3	児童虐待の早期発見、早期対応、発生予防のため、引き続き講演会や広報・啓発活動等を実施する。	同規模で継続	こども本部	こども家庭センター
	②要保護児童対策地域協議会の活動の充実	市及び各区に設置した要保護児童対策地域協議会において、関係機関同士の情報共有と、連携の強化を図り、児童虐待の防止に努めます。	こども家庭センターの医師等専門職の専門性を生かした助言や支援により、児童相談所を中心とした相談・支援体制の機能強化を図った。また、各区の要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、区役所との連携による児童虐待ケース進行管理の仕組みを作り虐待対応の充実を図った。	3	児童虐待予防の推進のため区役所をはじめ関係機関等の情報共有と連携を強化するとともに、資質向上を図る必要がある。	同規模で継続	こども本部	こども家庭センター
	③啓発活動の充実	児童虐待防止啓発講演会などイベントや関係機関との連携による虐待防止に向けた広報の充実を図ります。	児童虐待防止講演会を開催するとともに、児童虐待防止啓発ポスターの掲示、啓発映画の上映、啓発物品・リーフレットの配布等、広報・啓発活動を実施した。	3	市民全般への広報・啓発を充実させるとともに、対象を絞った効果的な啓発活動を実施する。	同規模で継続	こども本部	こども福祉課
	④乳幼児虐待予防教室の充実	区の保健福祉センターにおいて、育児不安を持つ母親や子どもとの関係に悩む母親のための相談支援や教室を充実します。	教室開催は、開設150回、参加者実数524人、延数1728人だった。各区ともグループカウンセリングや個別の支援相談を対象者の状況に合わせて実施し、虐待の未然防止に努めた。又、スーパーバイズを有効に活用しながら、事業の効果的な運営に努め、支援の充実を図った。	3	乳幼児虐待予防教室と訪問事業等、他の母子保健事業との連携を強化していく。	同規模で継続	こども本部	こども家庭課
(5)多文化共生の推進	①多文化共生教育の推進	「川崎市外国人教育基本方針」を踏まえ、外国人市民や異なる文化的背景の中で育った子どもが自分たちの文化に対する自尊感情を育むと同時に、すべての子どもが異文化を理解し、尊重することで、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識を醸成します。	学校の中で民族文化の紹介や指導を行う外国人市民等を「民族文化講師」として、市立学校に派遣した。また、内容の充実をめざし、年度末に民族文化講師と市立学校の教員を集め、民族文化講師ふれあい事業実践者の発表および情報交換を含む交流会を開催した。	3	学校への普及と内容充実のため教職員交流の場を継続していく。	同規模で継続	教育委員会	人権・共生教育担当
	②ふれあい館事業の充実	国籍・民族・言語・文化などの違いに関わらず、すべての人々が互いに人権を尊重し合い、ともに生きる地域社会の創造を目指すために、民族文化についての講座や各種行事を行うふれあい館事業を充実します。	人権尊重学級、家庭教育学級、成人学級、民族文化講座、識字・日本語学級などの開催や、さくら小学校との「人権共生教育会議」を通じ、子どもから高齢者まで、人権思想の啓発など推進を図った。	3	学校や地域に密着した事業の展開を進める必要がある。さらに、一層の充実を図る。	同規模で継続	こども本部	青少年育成課
			人権尊重学級、家庭教育学級、世代間交流学級、多文化交流学級、民族文化講座、識字学級などの開催や、広報紙の発行等で多文化共生の推進を図った。	3	学校や地域に密着した事業の展開を進める必要がある。また、講座や学級の参加者から今後の実践的なつながりにいかにつなげるかが課題である。	同規模で継続	教育委員会	生涯学習推進課
	③日本語指導等協力者派遣事業の推進	海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るため、日本語指導等協力者を派遣します。また、派遣後の学習支援につなげるよう、関係機関のネットワークや日本語指導等協力者の研修を充実しながら支援を進めます。	海外帰国・外国人児童生徒や、日本語の個別指導が必要な児童に日本語指導等協力者を派遣し、基礎的な日本語の能力を養い、学校生活が円滑に送れるように援助・協力をを行った。教育相談数138件、電話相談数245件、日本語指導等協力者派遣児童生徒数は205名だった。(平成21年度からの継続者含)	3	中学校時における編入生徒への十分な支援ができていない状況にある。進路指導等を考慮すると、日本語指導等協力者派遣の充実が必要である。中学校の学習支援体制を充実させていくことが課題である。	拡充	教育委員会	教育センター カリキュラムセンター

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

## 2 子どもの意見を尊重したまちづくりの推進

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)子ども会議の推進	● ①川崎市子ども会議の充実	子ども自身が川崎市のまちづくりについて考え、意見表明し、情報を発信することを支援するとともに、子どもの意見を市政に反映させる場としての川崎市子ども会議の充実を図ります。また、行政区子ども会議及び中学校区子ども会議との連携を推進します。	46名の子ども委員が参加し、「川崎市子どもの権利に関する条例」制定10周年に当り、条例の学習を行い、11月21日の「かわさき子ども集会」で発表を行った。	3	川崎市子ども会議についての周知を図り、活動を活性化していく必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課
	● ②行政区・中学校区子ども会議の充実	地域社会のあり方などについて、子どもと大人と一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実し、子どもの意見を反映した地域づくりを推進します。	7行政区及び51中学校区の地域教育会議で、行政区・中学校区子ども会議を開催した。子ども委員の募集、実施方法、回数等は、それぞれの地域の状況にあわせて行った。	3	行政区及び中学校区子ども会議と川崎市子ども会議の相互交流を図る必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課
	③他都市の子ども会議との交流促進	他都市の子ども会議の情報収集や交流等を通して、活動の活発化を図ります。	10月3日に、長野県茅野市の子ども会議との交流として、遊び、野外炊飯、グループ討議などを行った。	3	茅野市の子ども会議をはじめとして、他都市の子ども会議との交流を検討していく。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課
(2)子どもの主体的な活動の推進	①子ども夢パークの充実	子ども夢パークにおける子どもの自主的、自発的な活動を促進するため、子どもの活動を支えるサポーターやボランティアの充実を図り、子どもが主体となった運営体制のさらなる発展を図ります。	子ども夢パークの運営を支援するボランティア組織として、地域や利用者によって組織された「支援委員会」が、指定管理者の行う施設の管理運営に協力・支援している。子どもの意見を施設の運営に反映させる組織として、利用する子どもなどにより組織された「子ども運営委員会」が指定管理者により設けられている。	3	今後、子どもが主体となった運営体制のさらなる発展を図る。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
	②青少年フェスティバルの推進	青少年団体が中心となって、青少年によるゲームコーナーや工作コーナーなどのブース運営を支援する青少年フェスティバルを開催し、青少年の社会参加を促進します。	平成23年3月20日に予定していた第16回川崎市青少年フェスティバルは、東日本大震災の影響等で中止となった。	4	青少年が主役の事業であり、より多くの青少年の参加を促すためにさらなる広報活動を推進していくことが必要である。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

基本目標Ⅱ 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

1 少子化や子育てに対する意識啓発

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属	
(1) 男女がともに担う子育ての意識啓発	①男女平等推進学習等への男性の参加促進	男女平等推進学習や家庭教育学級、両親学級などを開催し、男女がともに子育てを担うことについての意識啓発を行います。また、講座の開催時間や内容の見直しを進め、男性の各種講座への参加を促進します。	川崎市男女共同参画センターにおいて、学習・研修事業『男性のためのセミナー「子どもの育ちに合わせたパパのためのコミュニケーション講座』、男女共同参画事業「クールでダイナミックな男のコミュニティへ」(全4回)等、家庭における男女平等を進め、男女が共に子育てに取組むことを促すための講座や、男性が家事・育児・介護等の生活技術を習得するための講座を開催した。 夫婦で協力して子育てをしていく啓発のため、各保健福祉センターにおける両親学級では、沐浴、妊婦体験ジャケットの体験や座談などを通して父親の育児参加意識を高めた。開設回数は102回、受講者総数は6,127人(夫 2,215人)で、56.6%が夫婦での参加であった。 プレパパママ教室としては、土曜日に年6回開催し、受講者実数427人(初妊婦215人、夫205人、その他7人)であった。 こんには赤ちゃん訪問員への男性参加を呼びかけ、20人の参加があった。	3	男性が利用しやすい日時で開催するなど、より多くの男性に参加してもらえるように調整を図っていく。	同規模で継続	●市民・こども局	●人権・男女共同参画室	
			教育文化会館・市民館において「男女平等推進学習」を11学級実施した。女性のライフプランや仕事と家事の両立などをテーマとしたもの、男性を対象としてワークライフバランスや育児や家事への参加をテーマとしたもの、現代の家族における男性と女性の役割をテーマとしたものなど、共働き家庭が増加している昨今の社会状況が反映された内容が多かった。	3	土日など仕事を持つ男女が参加しやすい時間帯に実施される学級が増えているが、男性の参加は多いとは言えず、テーマ設定やプログラムの組み方に、今後も工夫をしていく必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課	
		②男女平等啓発事業の推進	小学生、中学生、高校生及び保護者向けの教材やカリキュラムを活用した男女平等教育を推進し、男女共同参画の意識啓発に努めます。	市内小学校3年生を対象とした男女平等教育参考資料を作成、配布した。  例年、教職員研修等で、人権教育のあり方に関する文部科学省の資料や、男女平等教育推進に関する県教育委員会の資料を紹介し、活用を促しており、本年度も活用を促した。 また、子どもの権利学習資料等を活用し、一人ひとりを尊重した取組を推進するとともに、キャリア教育等の中でも男女の雇用機会の均等についての理解を深めた。	3	男女平等教育の重要性、人権の尊重、男女の相互理解と協力、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなど、男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進を図っていくことが必要である。	同規模で継続	●市民・こども局	●人権・男女共同参画室
				教職員研修における意識啓発の手法を今後も検討する必要がある。 また、子どもたちにとって、親しみやすくわかりやすい学習資料を作成するための検討を今後も重ねていきたい。	3		同規模で継続	●教育委員会	●人権・共生教育担当
	(2) 若い世代からの子育ての意識づくり	● ①育児体験学習の機会の充実	若い世代から乳幼児や子育てについて関心や理解を深めるため、公立保育園における小・中学生や高校生などを対象とした育児体験学習の機会を充実します。	公立保育園全園で育児体験学習を実施した。平成22年度は、中学生1,497名、高校生345名、大学生及び専門学校生28名が参加した。また、交流保育で小学生43名が参加した。	3	全園で育児体験学習を実施しているが、まだ交流のない学校も多いので、今後も積極的に連携を図る必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●保育課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

2 「ワーク・ライフ・バランス」の推進

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)育児・介護休業制度等の普及	● ①育児・介護休業制度等の普及・啓発	「かわさき労働情報」や市のホームページなどを通して、広く事業所等に対し、育児・介護休業制度等の関係法令や制度についての情報提供や普及・啓発を行います。	情報誌「かわさき労働情報」を通じて、必要に応じて育児・介護休業制度等の関係法令や制度についての情報提供や普及・啓発を行っているが、22年度についてはワーク・ライフ・バランスの推進を中心とした記事の掲載を行った。また、勤労者全てにとって大事な法律や制度を紹介した「働くためのガイドブック」を作成し、育児・介護休業制度や改正点などをわかりやすく掲載し、配布を行った。	3	今後も積極的に情報提供、普及・啓発を行う。	同規模で継続	●経済労働局	●労働雇用部
	②育児休業取得促進に向けた啓発	男性の育児・介護休業取得促進のため、講座を開催したり、必要に応じて講師の紹介等を行います。	「かわさき労働情報」への記事掲載により、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を事業者に促した。川崎市男女共同参画センターでは、10月をワーク・ライフ・バランス推進月間としてワーク・ライフ・バランスをテーマにした川柳募集事業、関連書籍の紹介等を行った。また、市内工業団体女性活躍推進事務局会議においてワーク・ライフ・バランスの推進について情報提供を行った。	3	ワーク・ライフ・バランスの推進は事業者の理解と協力が欠かせないため、事業者、地域社会等との連携の強化が必要である。	同規模で継続	●市民・こども局	●人権・男女共同参画室
(2)「ワーク・ライフ・バランス」の推進	● ①「ワーク・ライフ・バランス」の普及・啓発	「かわさき労働情報」や市のホームページなどを通して、次世代育成支援対策推進法の改正と一般事業主行動計画の策定や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての情報提供や普及・啓発を行います。	情報誌「かわさき労働情報」は、労働関係法令の整備・改定状況や労働関連情報を勤労者及び事業者へ提供するために、市内事業所、関係機関等に配布しているが、平成22年度においては、7月号に「ワークライフバランスシンポジウム」、10月号に「ワークライフバランス推進」、11月号に「ゆとり創造月間」など、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりに向けた企業等の取り組みを促進する記事を掲載し、啓発を行った。また、市ホームページへの掲載周知を図った。	3	今後も積極的に情報提供、普及・啓発を行い、勤労者の福祉向上に努める。	同規模で継続	●経済労働局	●労働雇用部
	②コンサルタント派遣事業	希望する市内の中小企業にコンサルタントを派遣し、現状を把握した上で「ワーク・ライフ・バランス」導入の企画や従業員への周知と運用のサポートを行います。	訪問コンサルティングについては緊急経済対策の一環として、無料訪問回数を3回に拡充し執行された。	3	本市の委託事業から川崎市産業振興財団補助事業へ移管して実施する。	同規模で継続	●経済労働局	●工業振興課
	③働き方のあり方の研究	経営者の代表者、労働組合の代表者及び川崎市が協働して、非正規労働者の雇用問題やワークシェアリングを含む働き方のあり方について研究します。	経営者の代表者、労働組合の代表者及び川崎市、関係労働行政機関で構成する「川崎市労働問題協会」において、現在の雇用情勢や課題について情報共有を行った。また、「新保育基本計画」の策定にあたり川崎市から労働団体へ説明や、意見聴取などの連携した取り組みを行った。	3	経営者の代表者、労働組合の代表者及び川崎市、関係労働行政機関の間で情報共有することが主である現状を踏まえ、次年度以降はテーマを絞りながら、当該内容について意見交換などが行えるよう、工夫をした協議会運営に努める。	同規模で継続	●経済労働局	●労働雇用部
(3)仕事と子育てが両立できる職場環境づくり	● ①女性の就労継続支援に向けた情報提供	女性の多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を行うなど、女性の就労継続を支援します。	「かわさき労働情報」への記事掲載により、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進に向けた情報提供を実施した。川崎市男女共同参画センターでは、女性チャレンジ支援として、パソコン講座等の就職に必要な基本的技能・知識を修得するセミナーの開催、起業支援に向けた業種別セミナー及び相談事業などを行った。	3	川崎市においても、女性のみ子育て期の30歳～39歳の労働率が落ち込むいわゆるM字型の就業形態が見られる。超少子・高齢社会が進む中で、女性の労働分野における参画は重要な課題である。	同規模で継続	●市民・こども局	●人権・男女共同参画室
	②子育てがしやすい職場環境づくり	商工会議所等と連携し、企業や事業主に対して働き方の見直しや短時間勤務制度、フレックスタイム制度の導入を啓発するなど、子育てがしやすい職場環境づくりを進めます。	仕事と生活の調和がとれる働き方について普及啓発するため、九都県市で連携して職員の一斉退庁を実施した。また、神奈川県内四県市(神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市)が合同し、「神奈川ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」を開催し、県内企業における取組例の発表などを行い、地域の実情に合わせたワーク・ライフ・バランスの推進を図った。	3	ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、引き続きフォーラム等による普及啓発を行う必要がある。また、仕事と子育ての両立を支援するための職場環境づくりを推進するため、企業や事業主に対する普及啓発を行う必要がある。	拡充	●こども本部	●子育て支援課
			平成22年8月、市内事業所の協力のもと、川崎市労働状況実態調査を実施し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた短時間勤務制度、フレックスタイム制度等への取組状況を調査した。また、結果について、平成23年3月発行の「川崎市労働白書」に掲載し、事業所、労働組合等に配布・啓発を行った。	3	22年度同様に調査の実施と結果周知を行う。	同規模で継続	●経済労働局	●労働雇用部

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

### 3 多様な保育サービスの充実

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属	
(1) 保育環境の整備	●	①保育受入枠の拡大	保育緊急5か年計画に基づき、認可保育所の整備を推進し、定員の拡大を図り、家庭保育福祉員や認可外保育事業を充実することによって、保育環境の整備を進めます。	平成22年3月に策定した「保育緊急5か年計画(改訂版)」に基づき、認可保育所の整備及び家庭保育福祉員の増加による保育受入枠の拡充に向けた取組を進めた。 緊急対応策も含め、平成23年4月開設園(新設18か所・民営化1か所)の整備、平成23年4月からの定員変更7か所、平成23年7月開設園(新設5か所)の整備により、1,370人分の認可保育所における保育受入枠の拡充を図った。	2	平成23年3月に「第2期川崎市保育基本計画」を策定し、平成23年度から25年度の3年間で4,000人を超える保育受入枠の拡充を図る。	拡充	●こども本部	●保育所整備推進室
(2) 多様な保育サービスの充実	●	①延長保育事業の拡充	就労形態の多様化に対応するため、19時以降の延長保育事業を拡充します。	長時間延長保育実施園は、53か所から74か所に拡充を図った。	3	新規開設保育所には運営当初から、既設の保育所には民営化する際に、長時間延長保育事業を付加している。今後とも市民ニーズの高い事業であるため、引き続き拡充を検討する必要がある。	拡充	●こども本部	●保育課
	●	②一時保育事業の拡充	女性の就労形態の多様化や保護者の緊急時・リフレッシュのための一時保育事業を拡充します。	一時保育事業は実施園は、31か所から32か所に拡充を図った。	3	一時保育専用の保育室が必要なことから、新規開設保育所には、一時保育事業を付加することができるが、既存保育所へ拡大していくことが難しい。引き続き新築整備保育所を中心に実施園の増加を図る。	拡充	●こども本部	●保育課
		③休日保育事業の充実	休日に働かなければならない保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、休日保育事業の充実を図ります。	市内6か所での実施を継続した。	3	休日、祝日に勤務する保護者の職種(例、理容、美容業、店主等)に限られており、利用件数の限りがある。	拡充	●こども本部	●保育課
		④病後児保育事業の充実	保護者の子育てと仕事の両立を支援するための乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)を充実します。	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)を、エンゼル幸、エンゼル多摩及びエンゼル高津の3か所で実施した。	3	4か所目の開設に向けた検討を進める必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●保育課
(3) 保育サービスの質の向上		①第三者評価の受審の促進	保育の質の向上や利用者へのサービスの選択に資するため、認可保育園における第三者評価の受審を促進します。	園の規模や区別等を考慮し、公立保育所11か所で実施した。	3	引き続き、公立保育所の受審を実施するとともに、認可保育所の受審促進に向けて周知を図る。	同規模で継続	●こども本部	●保育課
		②認可外保育施設の指導	認可外保育施設に対する指導・監督の充実を図ります。	地域保育園指導監督要綱に基づき、定期的に地域保育園若しくはその事務所に立ち回り、その設備若しくは運営について、国の指導監督基準に基づき、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問(立入調査)を実施した。	3	一定の水準以上の運営や保育サービスが提供されているか専門的かつ客観的な立場から立入調査をすることにより、児童の健全な育成環境を保持していくことができる。	同規模で継続	●こども本部	●保育課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

4 要支援家庭対策の充実

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)社会的養護が必要な子どもへの支援	● ①家庭的養護の推進	里親制度を紹介したパンフレットの作成や里親養育体験発表会の開催などを通して、里親の新規登録や里親への委託を拡充するとともに、里親の養育技術の向上を図るための研修及び里親への支援体制を充実し、里親の育成に努めます。また、新たに小規模住居型児童養育事業を実施します。	里親養育体験発表会や里親制度に関する講演会、普及啓発パンフレットの作成・配布等、広報啓発の充実を図った。 また、家庭的養護の推進に向けて「里親の支援・拡充推進に向けた基本方針」を策定し、里親支援機関事業の充実を中心とした里親支援体制の強化に向けて関係機関等との調整を行った。	3	里親支援体制の強化、里親委託の推進、広報啓発活動の充実等、家庭的養護の充実化に向けて里親制度の推進を図る必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	● ②児童養護施設等の整備の推進	児童虐待相談・通告件数の増加や市外措置の解消、児童相談所における一時保護長期化の解消など、児童虐待の増加による要保護児童の増加に対応するため、児童養護施設や乳児院等の整備を推進します。	北部児童養護施設については、白山中学校跡地活用で地域協議の中で児童養護施設の導入の必要性について地域に提案した。 中部児童養護施設については、専門的ケアのあり方の検討を行った。 南部児童養護施設については、今後の取組方針として、愛泉ホームの建替えによる児童養護施設の導入について確認を行った。 北部乳児院については、施設の建設工事を行った。(H23.4開設)	3	北部地域については、地域協議の内容を踏まえて、基本的な方向性を検討する。 中部地域については、次年度の設計業務に向けて、施設のあり方について、基本的な方向性を検討する。 南部地域については、今後の取組方針を踏まえて、地域と継続した調整を行う。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	③施設機能の見直し	特別な支援を必要とする子どもの増加に対応するため、家庭的な生活環境に配慮したケア単位の小規模化や、医療ケアなどの専門的ケアに向けての取組を強化するなど、施設に求められる役割と機能を踏まえた施設の整備を推進します。	家庭的な生活環境に配慮したケア単位の小規模化について、庁内で協議・検討を進めた。また、医療ケアなどの専門的ケアに向けての取組の強化については、児童相談所・既存児童養護施設を交えて、専門的ケアのあり方について協議・検討を進めた。	3	施設整備の具体的なスケジュールに合わせて、施設整備費・運営費の基準見直しを含めた検討を進める。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	④家庭支援機能の強化	児童相談所の再編整備を推進するとともに、社会的養護にかかると地域ネットワークの構築など、相談関係機関相互の連携を確保しながら、家庭支援機能を強化します。	児童相談所の再編整備により、北部地域の相談体制の強化と、こども家庭センターの高度専門性を生かした助言・支援による相談機能の強化を図った。また、市内2か所目となるショートステイ機能を持つ乳児院を多摩区生田に新たに整備し、児童家庭支援センターもあわせて設置するなど、家庭支援機能の充実を図った。(H23.4開始)	3	多様化する子育てに関するニーズに応えるため、地域のセーフティネットや子育ての拠点、児童相談所、区役所等を有機的に連携させ、家庭支援機能の強化を図ることが必要。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	⑤研修体制の充実	要保護児童の増加に対応できる人材を育成するため、医療・心理の専門的ケアの技術向上に向けた研修体制を充実します。	児童相談所の再編整備においてこども家庭センターに管理・企画係を置き、児童相談に係る専門的な技術や資質の向上の研修を企画・実施し、人材育成を図る体制を強化した。	3	専門職の人材育成とともに、社会的養護の必要性等、広報啓発のための研修も実施する。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
(2)児童養護施設等を退所した子どもへの自立支援	①自立支援策の強化	児童養護施設等を退所した子どもに対し、自立支援援助ホームの職員の就労支援による自立支援を実施します。	平成21年度から定員6名の児童自立援助ホーム1か所が開設しており、施設退所児童等の自立に向けて就労支援を実施している。	3	自立に向けた就労支援だけでなく、自立するための精神面や生活習慣への支援等、児童相談所とともに総合的な自立支援を実施する。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
(3)ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭への相談支援	ひとり親家庭のための相談や情報提供などの支援体制を充実します。	第2期川崎市母子家庭等自立促進計画に基づき、区役所及び母子福祉センターの相談窓口において相談・支援、情報提供、制度案内を行った。また、リーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」を1万部作成し、児童扶養手当現況調査時ほかに配布した。 ●母子福祉センターにおける相談件数785件(法律相談19件を含む。)	3	市民窓口となる区役所と専門支援機関となる母子福祉センターが相互に連携し、総合的な支援体制の充実を図る。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	②日常生活支援事業の充実	ひとり親家庭等日常生活支援事業における支援員の研修の充実と父子家庭も含めた広報を充実します。	ひとり親家庭等に対して、延べ251件の派遣支援(生活援助及び子育て支援)を実施した。(うち父子家庭12件)また、支援に係る支援員の資質の向上を図るため、研修を実施した。  ●登録支援員101名 ●登録利用者285名	3	支援の必要なひとり親家庭等に対し、十分な広報・周知を図る。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(3)ひとり親家庭への支援	③就業・自立支援センター事業の実施	母子家庭の就業及び自立を支援するため、就業・自立支援センター事業を実施し、求人情報の提供等を行います。	母子福祉センター内の就業・自立支援センターにおいて、就業相談、就職情報の提供、就業支援講習会等を実施した。 ●就業相談件数延べ 1,322件 ●就業情報提供事業登録者 191人 提供件数延べ 983件 ●就業実績 92人(常勤24人、非常勤・パート68人) ●各種講習会受講者 246人	3	事業の周知、ハローワークとの連携の充実を図る。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	④母子家庭の就業機会の拡大	就業機会の拡大を図るため、母子家庭に対し、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業を実施します。	就労に必要な資格を取得するため、受講費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付事業及び経済的自立に効果的な資格を取得するにあたり生活費の負担軽減を図るため高等技能訓練促進事業を実施した。  ●自立支援教育訓練給付事業 20件 446,571円 ●高等技能訓練促進事業 37件 37,699,000円	3	高等技能訓練促進事業について、年度途中の申請が多くみられたため、入学時から支給開始となるよう事業の周知を図る。	拡充	●こども本部	●こども福祉課
	⑤母子家庭への貸付事業の実施	母子家庭を経済的に支援するため、就学支度資金や修学資金等の貸付事業を実施します。	母子家庭の子に教育機会の確保や修学を支援するための費用(修学資金等)をはじめ、12種類のうち8種類の資金について貸付を実施した。  ●貸付状況 695件 241,055,300円 (うち新規貸付 331件 79,067,000円)	3	貸付に対する返済が滞っている利用者が増加傾向にあるため、滞納者に対し効果的な催告事務を行う。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	⑥施設に入所している家庭の自立支援	母子生活支援施設に入所している家庭の自立に向けた支援を充実します。	平成21年度に行った指定管理者の選定の結果、引き続き同一法人による運営を行い、様々な問題を抱えた母子に対して、健康で安全な生活が実感できる住居の提供を行った。また、母親への生活支援及び児童への養育支援など必要な支援を計画的に実施し、自立の促進を行った。	3	施設の管理運営状況を把握し、適切な運営が行われるよう必要な助言・指導を行うとともに、施設の保全・修理工を計画的に実施する。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
(4)障害のある子どもと家庭への支援	①障害児支援ネットワークの検討	子どもの成長に応じ、一貫した支援が行われるよう、保健、医療、福祉、教育、就労に関わる機関や関係者の支援ネットワークの強化に向けた体制整備について検討します。	保健・福祉・医療・教育等の関係機関で構成する「川崎市特別支援連携協議会」を開催し、支援ネットワーク強化や支援環境の整備等について、継続して検討・検証を行っている。この取組みの一環として発達相談支援コーディネーター養成研修をはじめ各種研修を開催し、地域の理解の促進と支援力の向上を図った。	3	障害を有する児童の支援に必要な情報を支援者に円滑に提供するツールとして「(仮称)かわさきサポートノート」を検討する。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	②相談窓口の充実	区役所において、各種相談支援や制度・サービスの利用案内を行うとともに、専門機関との連携を図りながら、総合的な相談窓口としての機能を充実させます。	総合相談窓口である区保健福祉センター、こども支援室と、専門相談機関としての児童相談所や地域療育センターとの間で連携をとりながら、障害児相談を実施している。また、障害児も対象とした障害者自立支援法に基づく在宅サービスについては、各区障害者支援係において、制度利用の際の相談支援やサービスの支給決定を行っている。	3	平成24年度施行の改正児童福祉法の内容を踏まえ、平成23年度において区保健福祉センター、こども支援室及び児童相談所等における相談体制を検討する。	同規模で継続	●こども本部 ●健康福祉局	●こども福祉課 ●障害計画課
	●③(仮称)中央療育センターの整備	入所・通所機能と地域支援機能を一体的に提供するため、現在の中部地域療育センターと知的障害児施設しいき学園を再編し、障害児の通所・入所機能を併せ持った(仮称)中央療育センターを整備します。	年次計画どおり(仮称)中央療育センター通所部門(中部地域療育センター)の整備・開設準備を完了した。	3	平成23年度当初に指定管理者制度を導入して開設する(仮称)中央療育センター通所部門(中部地域療育センター)の円滑な運営の確保に向けた調整・指導を継続する。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	●④地域療育センターの整備・充実	療育ニーズの増加・多様化に対応するため、宮前区に西部地域療育センターを設置します。また、既存の地域療育センターとともに、障害のある子どもの地域における生活の充実に向けた総合的なマネジメント機能を有する専門機関として機能の充実を図ります。	平成22年度当初に市内4か所目となる西部地域療育センターを新規開設した。併せて、平成23年度新設園舎の開設に向けて(仮称)中央療育センター通所部門(中部地域療育センター)の整備・開設準備を完了した。 両地域療育センターにおいては開設に合わせて常勤医師の配置及び専門職の増員等により地域における発達相談支援機能の強化を図った。	3	引き続き年次計画により地域療育センターの再編整備を推進する。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(4)障害のある子どもと家庭への支援	● ⑤発達相談支援機能の充実	成長に応じた一貫性のある支援を通じて、子どもの社会への適応力を高めるため、中核機関である発達相談支援センターにおいて、発達障害についての相談支援、発達支援、就労支援等を実施します。また、西部地域療育センターや、(仮称)中央療育センターにおいても主に発達相談支援機能を充実します。	発達障害児・者の支援を総合的に行うため、平成20年1月から川崎市発達相談支援センターを設置・運営している。 (相談支援の実績) 平成19年度:延772件(1~3月)、平成20年度:延3,979件、平成21年度:延4,392件、平成22年度:延4,528件 西部地域療育センター、(仮称)中央療育センターにおいては開設に合わせて常勤医師の配置及び専門職の増員等により地域における発達相談支援機能の強化を図った。	3	引き続き、発達相談支援センターを中核として、発達障害児・者や家族への専門的相談や関係機関とのネットワークの強化及び発達相談支援者のコーディネートを進めていく必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	⑥障害の発見から療育支援までの連携促進	各種健康診査等によって発見された障害の疑いのある子どもに対し、地域療育センターにおいてできるだけ早期からの相談、医学的検査・診断及び家族に対する相談を行い、円滑に療育が受けられるよう関係機関の連携を促進していきます。	各地域療育センターにおいて、区保健福祉センター、保育所、幼稚園、医療機関、教育機関、児童相談所及び発達相談支援センターとの日常的な連携を図り、障害の早期発見や、障害児や家族への専門的相談・支援を実施した。	3	さらなるネットワークの強化及び発達相談支援者のコーディネートを進めていく必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	⑦質の高い療育の提供	地域療育センターにおいて、通園療育のほか、発達段階に応じた療育を提供していきます。さらに、就学前の障害や障害が疑われる子どもと家族への総合的・継続的な相談・療育の充実とともに、学齢期の専門的支援機関として機能の充実を図ります。	平成22年度に新規開設した西部地域療育センターを加えて、市内4か所体制にて、区保健福祉センター等の関係機関との緊密な連携をとりながら、相談、診察、検査、評価、療育・訓練及び指導等の総合的療育サービスを展開した。	3	全市的な新規の相談児童件数の増加、及び発達障害を主とした障害状況の多様化が顕在化している。このことを踏まえて相談・支援体制のさらなる拡充が求められている。 平成24年度施行の改正児童福祉法における新事業体系への円滑な移行を進める。	拡充	●こども本部	●こども福祉課
	⑧入所施設における生活支援	障害の状況や保護者等の状況により家庭での生活が難しい障害のある子どもに対し、入所施設において日常生活上の支援を行います。	障害児入所施設の健全な運営と児童の処遇の維持・向上を図るため、法定の運営費のほか、市単独加算を行うとともに、市内の障害児施設への定期監査、日常的な調整・指導を行った。 (平成22年度末施設入所児童:約200人)	3	施設に対して、引き続き必要な援助、及び調整・指導を行いながら、平成24年度施行の改正児童福祉法における新事業体系への円滑な移行を進める。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	⑨地域活動への支援	区役所、地域療育センターにおいて、障害特性に応じた専門的相談や支援を必要とする子どもを対象とした地域の子育てグループなどへの支援や、これらを主催するNPO法人などとの連携を推進する。	地域療育センターにおいては、グループ指導が効果的である場合、地域療育センターにおけるグループ指導のほか、地域の子育てグループ等に専門職を派遣し、必要な支援や指導を行った。	3	軽度の発達障害児の相談が増加しているため、一般の子育て支援とも連携した十分な相談体制の確立が今後の課題である。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	● ⑩発達相談支援コーディネーター養成研修の実施	地域の子どもとともに育つ観点から、身近な場所で専門的援助と多様な療育が受けられるよう支援体制の整備を進めるとともに、子どもと家庭への支援を進めるため、地域療育センターや関係機関等との連携強化を図ります。また、保育所や幼稚園を対象として発達相談支援コーディネーター養成研修を実施し、発達障害のある子どもとその家族への支援を充実します。	平成20年1月に新設した川崎市発達相談支援センター(法定名称:発達障害者支援センター)を中心とした関係機関連携による支援強化を図るとともに、保育所・幼稚園を主に関係諸機関の職員向けの「発達相談支援コーディネーター養成研修」(全6回課程)をはじめ各種研修を開催した。また、保健・福祉・医療・教育等の関係機関で構成する「川崎市特別支援連携協議会」を開催し、継続して検討・検証を行っている。	3	障害を有する児童の支援に必要な情報を支援者に円滑に提供するツールとして「(仮称)かわさきサポートノート」を検討する。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

## 5 経済的負担の軽減

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1) 幼稚園等の保育料負担の軽減	①私立幼稚園保育料等補助の実施	私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行います。	国の補助単価見直しに伴い、A～Cランクの補助単価の増額を図った。特に生活保護世帯(Aランク)と、市民税非課税世帯(Bランク)の第1子目に対して、66,500～73,700円の大幅な増額をしたことで、私立幼稚園に通わせている低所得者世帯を中心に、経済的負担の軽減に寄与した。また、国庫に市費を上乗せしている分(Dランク)と、市単独事業(Eランク)についても、前年度同様の水準を維持した。	3	国の補助単価の増額が図られる中、国の負担割合は変わらないため市の財政的負担が増大している。今後も私立幼稚園に通園する園児の保護者負担を軽減していくために、補助制度を維持していくとともに、国への補助額の比率を引き上げるよう引き続き要求していく。	拡充	●こども本部	●子育て支援課
	②幼稚園児保育料補助の実施	幼稚園(幼稚園類似の幼児施設で、市が認定する施設)に在籍する幼児の保護者に対し、保育料の一部を補助します。	23園の幼稚園に在籍する504人の園児の保護者に対し補助金を交付した。	3	継続実施するとともに、幼稚園の認定基準等について検討していく。	同規模で継続	●こども本部	●子育て支援課
(2) 教育費の援助	①就学援助の実施	経済的理由のため、就学が困難な小・中学生を持つ家庭に対し、就学援助を行います。	小学校4,651人(6.61%)、中学校2,699人(6.61%)、計7,350人(7.54%)に対し、経済的援助(就学援助制度)を行った。	3	就学援助制度における認定者数、認定率ともに近年の経済的不況の影響によって、年々増加してきている状況となっている。	同規模で継続	●教育委員会	●学事課
	②奨学金の支給	経済的な理由のため、修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。	●高校奨学金 申請1,196名 選定350名 倍率(3.4倍) ●大学奨学金 申請 40名 選定 10名 倍率(4倍)	3	限られた定員枠及び財源の中で、経済的理由により修学困難な生徒に対し、高校については授業料無償化等の経済的負担の軽減施策の動向を踏まえ、実施の継続、対象者、支給方法等の検討を要する。大学については、近年の不況等の経済状況から申請者が増加し、競争率が高くなり申請者の状況は厳しくなっている。	高校は見直し、大学は同規模で継続	●教育委員会	●学事課
(3) 医療費等の支援	①医療費の助成	子どもの健康と福祉の増進を図るため、小児医療費助成、重度障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、小児ぜん息患者医療費助成、小児慢性特定疾患医療費助成等の医療費を助成します。	各保険医療費の一部助成を確実に実施した。(平成23年3月末対象者数 ●小児医療費助成73,916人、●重度障害者医療費助成16,973人、●ひとり親家庭等医療費助成13,111人、●小児ぜん息患者9,485人、●小児慢性特定疾患医療費助成1,193人)	3	小児医療費助成制度拡充の検討を行う。慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童及び保護者に対する療育に係る相談支援体制の充実を図る。	同規模で継続	●こども本部 ●健康福祉局	●こども家庭課 ●障害福祉課
	②入院助産制度の実施	経済的理由で入院することが困難な妊産婦を援助する入院助産制度を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	入院助産制度利用時の公費負担額と助産施設の出産費用の差額が大きく、助産施設の負担が軽減されるよう、公費負担額の加算額の見直しを行った。	3	入院助産施設の拡充に向け、加算額の見直しと新規施設の確保が必要である。	拡充	●こども本部	●こども福祉課
(4) 子育て家庭への手当の支給	①子育て家庭への手当の支給	次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、子ども手当を支給します。また、児童扶養手当については、国の制度変更に伴い、母子家庭に加え、父子家庭にも支給対象を拡大して実施します。	平成22年4月より中学校修了までの児童1人につき月額13,000円を支給する子ども手当制度が開始された。	3	国の動向に注視しながら、継続実施。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

基本目標Ⅲ 子育て家庭を支援する地域づくり

1 地域における子育て家庭への支援

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)区における子ども・子育て支援の推進	●	区における子ども・子育て支援の充実を図るため、地域における子育て家庭のニーズや地域の特性を踏まえた子育て支援を推進します。	<p>地域子育て支援センター、南部地域療育センター、保健福祉センターと共催で日常の育児に戸惑いや困難性を感じている乳幼児親子及び集団が苦手などで悩んでいる学齢期親子への発達支援を月例で実施した。</p> <p>日本語の読み書きが不自由な子どもと保護者を支援するため、子どもや保護者のための通訳及び翻訳を行った。(8か国語対応)</p> <p>不登校児支援事業として、フリースペースの運営(週2回)を実施した。</p> <p>不登校児を抱える保護者向けに『不登校児保護者学習会』を実施した。(年4回)</p> <p>問題を抱えるケースの支援を行う相談員を対象に精神科医によるスーパーバイズを年8回実施した。</p>	3	区役所の子ども相談は、問題の複雑なものが多く、長期化する傾向にある。問題の原因を発見し適切な支援につなげて、それだけで解決する事例は少なく、関係機関と連携を取りながら継続的に対応していく必要がある。	同規模で継続	●川崎区役所	●こども支援室
			<p>①地域の子育て中の親子を対象に、各施設の状況に合わせた計画のもとに「読み語り」を実施した。保育園では、手遊びなどを行いながら数冊の絵本の読み聞かせを、また年齢に合った絵本の紹介や貸し出しも実施している。同年齢の在園児と一緒に絵本を楽しみながら実施している園もある。地域子育て支援センターやこども文化センターでも定期的に時間を設け月1～2回、ボランティア講師やスタッフが読み聞かせを実施している。各施設「絵本読み語り実施中」の登り旗をあげている。</p> <p>②幸区への新たなマンション等の建設に伴い、転入してきた世帯が子育て支援関連施設やサロン等を知りあい、孤立した育児を予防することを目的に、幸区うるかむサロン(転入者交流会)を実施した。</p> <p>③地域子育て支援センターふるいちばの第3土曜日開所を平成22年度も試行的に継続実施した。時間:午前9時30分から午後4時まで対象:0歳児から就学前の乳幼児と保護者。大人利用総数のうち父親利用者は年間平均45.3%と平成20年度30.8%に次いで、高い割合で推移しており、父親と子どものみの利用も増え、また父親が主体的に子どもとふれあい、一緒に遊ぶ姿が多く見られ、土曜開所が定着化している。また、平成20年度からここを拠点として活動している子育てボランティアが区協働推進事業費を活用し、住民主体での活動も行なわれ、平成22年度も継続し、さらなる充実が図れた。</p>	3	<p>①地域の親子が利用しやすいように、各施設の特色を活かしながら、どのような取り組みを行うか検討が必要である。</p> <p>②参加者同士が継続して交流しあえるよう区内の子育て支援事業の紹介を行う。</p> <p>③土曜日開所時利用者からは、ボランティアへの感謝の気持ちと第3土曜日開所の継続を望む声が多く、父親の育児参加、支援へのさらなる推進を図ることが課題である。</p>	同規模で継続	●幸区役所	●こども支援室
			<p>地域の子ども・子育てニーズを把握するため、子育て関係団体と2つのネットワークを運営し、地域のニーズや特性を反映した事業を実施した。4つの部会からなる子育てネットワークのもと、音楽事業、親子講座のほか、子ネット通信部会による子ネット通信を年6回発行、自主グループ部会による3回のグループ支援事業の実施、ボランティア部会でのボランティア研修を実施した。</p> <p>子ども支援ネットワークでは、子どものあり方プロジェクトでダンスプロジェクトを実施するとともに、2つの中高生プロジェクト事業を実施した。</p>	3	公立保育園運営の区移管に伴い、区管理施設としての有効的な活用を図る。	同規模で継続	●中原区役所	●こども支援室

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)区における子ども・子育て支援の推進	● ①区における子ども・子育て支援の推進	区における子ども・子育て支援の充実を図るため、地域における子育て家庭のニーズや地域の特性を踏まえた子育て支援を推進します。	「高津区子ども総合支援基本方針」に基づいた第1期実行計画(2008～2010)により、庁内各部署、関係機関・団体等と連携しながら子ども・子育て支援事業を実施。庁内子ども・子育て支援推進会議で進捗状況を確認し、地域における総合的な子ども・子育て支援を推進した。また、第1期の実績を踏まえ、第2期実行計画の策定を行った。	3	庁内各部署、関係機関・団体等との連携の更なる充実・強化が必要である。	同規模で継続	●高津区役所	●こども支援室
			宮前区では、地形的な問題もあり、区役所・向丘出張所・こどもサポート南野川の3か所をそれぞれの地域の拠点として整備し、地域特性にあった支援を行うこととし、関係機関で協議を行った。区役所・出張所のレイアウト変更時に、子ども連れの来庁者にもやさしい区役所づくりを勧めるため、関係機関と協議を行った。こどもサポート南野川では地域の拠点として整備するため、地域の関係者から意見を聞く報告会を行った。	3	関係機関と子育ての総合的支援拠点について、引き続き協議が必要である。	拡充	●宮前区役所	●こども支援室
			「多摩区こども支援基本方針(たまっ子プラン)」に基づき関係機関・団体等と連携しながら事業を実施した。特に、交流や仲間づくりのできる場づくり、ネットワークの強化、相談体制の整備などに努めた。また、各機関・団体の活動状況調査を行い「多摩区の子ども・子育て支援事業計画」を策定した。	3	「多摩区の子ども・子育て支援事業計画」に添って、関係機関・団体等の更なる連携の強化を図りながら子ども・子育て支援事業を行う必要がある。	同規模で継続	●多摩区役所	●こども支援室
			区内の子どもに関わる関係団体、関係機関で構成される麻生区子ども関連ネットワーク会議を3回開催し、地域においての課題等情報交換をした。また地域の子育て支援に向けて関係団体、関係機関等を対象にシンポジウム「ともに生きる 地域社会づくり」を行った。	3	情報共有、交換の場として子ども関連ネットワーク会議を活用し、多種多様な区民ニーズに対応できるように一層の連携が必要である。	同規模で継続	●麻生区役所	●こども支援室
(2)親子が地域で気軽に集える場の充実	● ①地域子育て支援センターの充実  ②子育てサロン等への支援	親子が気軽に集い、安心して遊べる地域子育て支援センター事業を拡充するとともに、事業内容の充実を図ります。  乳幼児親子が気軽に集い、親子同士や世代間交流のできる場として、地域の団体が主体的に開催している子育てサロン等を支援します。	平成22年4月に「すみよしのほら保育園」、「新城みらい保育園」内(中原区)に保育所併設型の地域子育て支援センターを開設した。また7月からは市内10か所のこども文化センターにおいて、地域子育て支援センター(児童館型)事業を開始し、市内48か所で事業を実施した。9月に地域子育て支援センター利用者ニーズ調査を行い、地域子育て支援センター運営団体代表者及び担当者に、アンケートの調査結果報告を行った。	3	地域バランスを考慮しながら、今後も設置か所を増やしていく予定である。地域子育て支援センター利用者ニーズ調査結果や運営団体、担当者の意見を踏まえ、こども支援室と連携しながら事業のあり方の検討を行う。	拡充	●こども本部	●子育て支援課
			地区民生委員・児童委員協議会が主体となり運営している子育てサロンは5か所(渡田、大師、田島、小田、中央地区)にある。児童・家庭支援担当保健師が参加し、子育てについて専門的な立場から助言等を行ったり、運営上の側面的支援を行っている。地域福祉計画に基づき「まちの縁側」が7か所開設され、子どもから高齢者まで世代間の交流も目的となっている。また、田島地区・大師地区ではサロンを運営している民生委員・児童委員の交流会・学習会を実施した。	3	運営している民生委員・児童委員の主体性を活かしながら側面的支援を行っていく。また、今後開設の増加が見込まれるので、効率的な関わり方の検討が必要である。	同規模で継続	●川崎区役所	●保健福祉サービス課
			親子のたまり場、南河原地区子育てフリースペース、パンビひろば、ひらまたけの広場、たんぼぼ等、地域の団体を実施主体として各地域において実施された子育てサロン等に保健師等の看護職を派遣し、育児相談等を支援した。	3	引き続き地域住民や関係団体等との緊密な連携の下、地域のニーズ等を踏まえつつ、親子が地域で気軽に集える場として、地域の団体が主体的に開催している子育てサロン等を支援していく。	同規模で継続	●幸区役所	●保健福祉サービス課

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(2) 親子が地域で気軽に集える場の充実	②子育てサロン等への支援	乳幼児親子が気軽に集い、親子同士や世代間交流のできる場として、地域の団体が主体的に開催している子育てサロン等を支援します。	子育て支援推進実行委員会を平成22年6月に開催し、平成21年度の活動報告・決算報告を行い、平成23年3月には平成23年度活動計画・予算について書面による議事を承(震災の影響)を行った。また、子育て支援推進実行委員会運営部会を平成22年6・9・12月、翌23年3月に開催し、サロン従事者研修や各サロンの情報交換、各サロンへの講師派遣の調整など、サロンへの活動支援を行った。事業実績としては19か所で開設回数191回、9,973人の参加があった。	3	各サロンの安定した継続運営に向けて、引き続き活動支援を行っていく。さらに身近な地域へのサロン拡大に向けて検討していく。	同規模で継続	●中原区役所	●こども支援室
			高津区社会福祉協議会が開催している子育てサロン「きらり」や自主グループ「ひまわり」「中原リトルキッズ」「クイーンズカフェ」などに地域子育て支援センター職員を派遣して、遊びの提供や子育て相談など、年間を通して活動の支援を行った。	3	平成23年度については、継続して活動の支援を行う。出張支援としては保育園併設型の地域子育て支援センター職員が担っているが、平成24年度以降の、出張支援体制に調整が必要である。	同規模で継続	●高津区役所	●こども支援室
			区内7か所で行われている「赤ちゃん広場」や、5か所の地域子育てサロンに、保健福祉サービス課の地区担当保健師や公立保育園から保育士が参加し、遊びの紹介や育児や子どもの育ちなどの相談、健康教育などを行うとともに、運営についての相談支援、広報支援等を行った。(各広場・各サロンは月1回開催)	3	今後必要な乳幼児とその親や妊産婦等が参加できるように広報支援や活動支援が必要である。また、更に新たに立ち上げる必要がないかの検討が必要である。	同規模で継続	●宮前区役所	●保健福祉サービス課
			親子の集いの場「ママとあそぼうパパもね」は4地区4会場にて各10回実施、延べ2,899人参加。関係者の打ち合わせも年4回行った。安全マットや遊具の貸し出しの拡大を2箇所行い、地域子育て支援事業への環境を整備した。関係者の研修も4回実施し、区民への啓発を行った。	3	主催公立保育園が8園になるため、各地区の主任児童委員・民生委員との協力、連携の強化が必要である。	同規模で継続	●多摩区役所	●こども支援室
			区内にある6地区民児協で実施している子育てサロンへの支援としてホームページやちらしで情報提供を行い、子育て中の区民の参加を促した。また子育てに関する自主サークル等の代表者同士の交流の場作りをし、情報交換等を行った。	3	各子育てサロンや子育て自主サークル等の交流は情報交換の場として必要である。今後も継続して支援につなげていく。	同規模で継続	●麻生区役所	●こども支援室
		● ③こども文化センターの充実	乳幼児がより利用しやすくなるよう、こども文化センターの施設や設備の整備を計画的に推進します。また、子育て相談などに対応できるよう、職員専門性の向上に努めます。	乳幼児が安心して利用できるように、老朽化した床等の改修を行った。また、子育て相談などの充実を図るため、各区保健福祉センター及びこども支援室等と連携し、乳幼児の保護者の交流や相談活動などを実施した。	3	子育て支援課や各区の保健福祉センター、こども支援室等とさらに連携し、支援の充実を図る。	同規模で継続	●こども本部
(3) 育児サポートの充実	● ①ふれあい子育てサポート事業の充実	市民同士が互いに子育て支援するふれあい子育てサポート事業について、利用したい市民と援助したい市民同士のコーディネートを行うサポートセンターの機能充実を図ります。	平成22年10月1日から、子育て援助活動件数が最も多い中原区のみを担当するセンターを新たに開設し、より地域に根ざした事業展開を図った。また、シルバー人材センター、市民活動センターや社会福祉協議会等に広報活動を行うことで、ヘルパー会員の増員に努めた。 ●利用会員 623人 ●ヘルパー会員 1,051人 ●両方会員 16人 ●援助活動件数 17,240人	3	利用したい会員のニーズが高いのに対し、援助したい会員数が伸び悩んでいるため、両会員間のコーディネートが困難になっている。	同規模で継続	●こども本部	●子育て支援課
		②産後家庭支援ヘルパー派遣事業の充実	体調不良の妊産婦のいる家庭に、家事や育児の援助を行う産後家庭支援ヘルパー派遣事業を充実します。	ヘルパーを派遣する事業者を1か所認定し、事業の拡充を図った。 ●利用者 248人 ●利用回数 1,943回 ●認定事業者数 17事業者	3	産前産後における母親の多様なニーズに応えるために、認定事業者数を増やす必要がある。	拡充	●こども本部

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(4) 民生委員・児童委員、主任児童委員活動への支援	① 民生委員・児童委員活動への支援	地域における子育て家庭への相談・援助活動を支援するため、民生委員・児童委員、主任児童委員の研修等を充実します。	児童委員研修会、主任児童委員研修会、新任民生委員児童委員研修会、中堅民生委員児童委員研修会等を開催。また、全国主任児童委員研修会、民生委員児童委員リーダー研修会等へ参加し、「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」が社会全体に求められている中で、児童・妊産婦に関する福祉を積極的に推進する民生委員児童委員、主任児童委員の活動を支援するため研修を行った。	3	主任児童委員部会において効果的な研修に取り組んでいく。	同規模で継続	●こども本部 ●健康福祉局	●こども福祉課 ●地域福祉課
	(5) 地域の子育て支援機能の充実	① 保健福祉センターにおける子育て支援の充実	保健福祉センターにおいて、地域の子育て講座への講師の派遣等により活動支援を充実します。	地域子育て支援センターに定例の講座を開設し、育児相談やこどもの育ちに必要な支援やタイムリーな話題を保護者に提供している。支援を必要とする親(保護者)に支援を継続しフォローアップしている。 小中高校に助産師等の看護職を派遣し、いのちの大切さや性感染症の予防等について年6回、講演会を実施した。(1,304人参加) また、10月18日に地域子育て支援センターかんがるーにおいて子育て支援講座「子育てのつぼ」を実施した。 子育てサロン15か所・子育て広場4か所・子育て自主グループ18か所に対し保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が、延べ45回、出向いて講話や相談に応じ、子育てを支援した。 地域に出向いての育児に関する講座は、計14回実施した。内訳は地域子育て支援センター6回(子母口2回、梶ヶ谷3回、東高津1回)、民生委員が主で行っているサロン5回、その他3回であった。高津区では地域子育て支援センターが7か所に増えており、所内での連絡会にも参加し、情報交換・情報共有するとともに活動支援を行ってきた。 地域の主任児童委員・民生委員が開催する「子育てサロン」や自主子育てグループが主催する「赤ちゃん広場」や子育て支援センターに、保健師や保育士、栄養士、歯科衛生士等を派遣し、育児に関するアドバイスや遊びの紹介等を実施し、支援を行った。 地域サロンを、毎月4地区において開催した。その他要請のあったグループへ保健師等を派遣し、育児に関する情報の提供や育児相談を実施した。また、集団遊びを通じた子育ての楽しさの体験や、グループワークにより親子の交流が図れるように支援した。 地域の子育て交流広場において子育て期における健康教育や育児相談を実施するとともに、子育てサロンや子育てサークル等の要望に応え、歯科医師・歯科衛生士、保健師や栄養士を派遣し、健康教育や育児相談を実施し活動の支援を行った。	3	地域子育て支援センターふじさき・あさだを中心に子育て支援の充実を図る。	同規模で継続	●川崎区役所
3		引き続き地域住民や関係団体等との緊密な連携の下、地域のニーズ等を踏まえつつ、地域の子育て講座への講師の派遣等により活動支援を充実していく。	同規模で継続	●幸区役所	●保健福祉サービス課			
3		事前に要望を取りまとめ、ニーズに応じられるよう、調整を行う。	同規模で継続	●中原区役所	●保健福祉サービス課			
3		地域子育て支援センターが増設されたことで、講師派遣の依頼が増加する可能性がある。今後は地域バランスを考慮しながら、地区担当保健師が出向いていけるような調整が必要である。	同規模で継続	●高津区役所	●保健福祉サービス課			
3		派遣先の拡充や講座の内容については検討が必要である。	同規模で継続	●宮前区役所	●保健福祉サービス課			
3		地域子育て支援センターやこども文化センター、保育園等と連携し継続して支援を行う。	同規模で継続	●多摩区役所	●保健福祉サービス課			
3		より多くの子育て中の親子が、子育て交流広場やサロンそして子育てサークルに繋がることができるように、積極的な広報が必要である。	同規模で継続	●麻生区役所	●保健福祉サービス課			
3		雨天時の保育園内利用の問い合わせがあるが、日常においては保育園児がいるため空きスペースがない。(地域子育て支援センターを紹介している。)	同規模で継続	●こども本部	●保育課			
② 保育所の子育て支援の充実	保育所において、園庭開放や地域の子どものとの交流、子育て相談、保育参加などを実施し、地域における子育て家庭を支援します。	保育所においては園庭で、親子が自由に遊んだり、保護者が子どもが遊んでいる様子を見守りながら他の保護者と情報交換をしたり、保護者が保育者に気軽に子育ての相談をできるなど、子育てに安心感を得られるような時間をつくり、再び子どもと向き合えるように支援を実施した。また、移動動物園や人形劇等のイベントを実施し、多くの親子が参加した。園により身体測定や絵本の貸し出し等実施している保育園もある。	3					

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(5) 地域の子育て支援機能の充実	③ショートステイの拡充	児童福祉施設等の養育機能や地域の資源を活用し、保護者の疾病、出産等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に養育するショートステイ事業を拡充します。	平成22年度においては、乳児院1か所、定員2人で実施した。また、平成23年4月に開設する新設乳児院1か所にて定員5人の事業を実施する準備を行った。	3	今後整備される児童福祉施設等への設置に向け、検討及び準備作業を進める。	拡充	●こども本部	●こども福祉課
	④トワイライトステイの実施	保護者が残業等により不在となり、家庭での養育が困難になった子どもを保護者が帰宅するまでの間養育するトワイライトステイ事業を実施します。	トワイライトステイ事業の実施に向けて検討を進めた。	3	今後整備される児童福祉施設等への設置に向け、検討及び準備作業を進める。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

2 相談・情報提供の充実と子育てのネットワークづくり

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)相談支援体制の充実	● ①区役所における相談支援体制の充実	市民の子育てについての相談に的確に対応するため、関係機関との連携を強化し、区役所における相談支援体制を充実します。	こども相談窓口における相談 全体件数1,125件 内訳 養育相談234件 不登校215件 児童虐待163件 保健相談130件 育児・しつけ122件 学齢期の児童・生徒に関わる相談に対し、適切な支援を行うため子ども相談検討会を設置し、定期的な検討会を開催した。	3	こども相談に従事する職員の情報交換と対応策の協議等の充実を図り、きめ細かい連携を推進する	同規模で継続	●川崎区役所	●こども支援室
			子ども教育相談員、家庭相談員と協力しながらこども相談にあたった。相談総数のうち学齢期以上の相談が全体の約7割をしめ、教育分野をはじめとし、発達支援分野、児童福祉分野の各専門関係機関等と連携し相談支援の充実を図った。また、身近な区役所での子どもの相談窓口の利用を促進するために、様々な媒体での広報を行った。	3	相談窓口の広報により、家族、関係者等の利用が増えているが子ども本人の相談が少ないため、子どもが利用しやすいような広報や相談室の環境整備を図っていく。	同規模で継続	●幸区役所	●こども支援室
			一般的な相談は教育・保育園・保健福祉センター等と連携強化を図り、適切な相談・支援が展開できた。 また、発達支援の必要な子どもたちにおいては、地域の関係機関と連携しながら協働で保護者支援の事業を実施し、充実が図られた。複雑な多問題ケースは、こども支援室・教育委員会・保健福祉センター(児童家庭支援担当・障害者支援担当・生活保護)・こども家庭センター・精神保健福祉センター・保育園・学校等とのカンファレンスを行い、組織で連携して対応に当たるなど相談体制の充実を図った。	3	地域全体で虐待等を早期に発見できる体制づくりとして、気軽に相談出来るこども相談窓口のPRを充実させていく。 引き続き、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図る。	同規模で継続	●中原区役所	●こども支援室
			0歳～概ね18歳の子ども・子育てに関する「こども相談」を、保健師・家庭相談員・子ども教育相談員により実施。必要に応じ関係部署・機関と連携して支援を行った。安心・安全に相談できるよう窓口の環境整備を行った。	3	こども相談のさらなる周知と関係機関・団体等との連携による相談支援の充実が課題である。	同規模で継続	●高津区役所	●こども支援室
			こども相談業務として、来所・電話等で子ども、子育てに関する相談を、子ども教育相談員、家庭児童相談員、保健師などを中心に受け付け、助言・支援を行った。(611件)継続的な支援が必要な場合は必要な支援への繋ぎを行った。また、母子手帳交付や保育所入所案内、転入者への地域の子ども・子育てに関する情報提供も行った。	3	安心して相談できるプライバシーの守れる相談ブースの設置が必要である。また、相談内容は多岐に渡り、複雑化しているため、相談員の更なる能力の向上が課題である。	拡充	●宮前区役所	●こども支援室
			こども支援室の子ども相談窓口の利用を促進するために、ホームページや区内小中学校の保護者へリーフレットを配布するなど、様々な手段で広報活動を行い、相談数も増加してきている状況である。継続して支援の必要なケースも年々増加してきており、関係部署や関係機関と連携を取りながら相談体制の充実を図った。	3	引き続きこども支援室の案内リーフレットを作成配布し、利用促進に努めていく。 また、相談体制の強化に向けて環境整備を図っていく。	同規模で継続	●多摩区役所	●こども支援室
			0歳から概ね18歳までの子ども自身や子育てに関する相談を受け、必要に応じ関係機関、関係部署と連携をしながら支援した。 こども相談窓口についてこども支援室パンフレットやちらし等で広報し、相談しやすい環境の整備をした。	3	さらに相談支援体制の充実を図るためには日常的な相談スキルの向上を図ることが重要である。また、常に関係機関との連携がとれるよう日頃からの情報共有が必要である。	同規模で継続	●麻生区役所	●こども支援室
	● ②保育所における相談事業の実施	乳幼児をもつ家庭の身近な相談窓口として、保育所の専門性や地域性を活用し、相談事業を進めま	公立保育所全園において相談事業を実施した。	3	相談事業の園によるばらつきをなくすため、保育相談実施のPRを工夫する。また相談内容の多い食事面や生活習慣面について「ワンポイントアドバイス」等のチラシを配布し参考にしてもらう。気軽に相談できる雰囲気作りにも配慮する。	同規模で継続	●こども本部	●保育課

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)相談支援体制の充実	③地域子育て支援センターにおける相談事業の実施	地域子育て支援センターを、地域の身近な相談窓口として、子育てについての相談事業を進めます。	地域子育て支援センターにおいて保育士、保健師、栄養士などの専門職による講座を開催し、子育てで支援を行った。また、地域子育て支援センター担当者のスキルアップを目的に研修会を実施し、相談事業の充実を図った。	3	地域子育て支援センター担当者の一層のスキルアップを図っていくことが課題である。そのため、担当者研修会アンケートをもとに、研修の内容や回数等について充実していく。	拡充	●こども本部	●子育て支援課
	④相談員の資質の向上	子育てに関するさまざまな相談に応じられるよう、相談員の専門性の向上を図るため、研修内容を充実するとともに、児童相談所や関係機関との連携を強化します。	各区に配置している家庭相談員、子ども教育相談員に対して研修会や連絡会を実施し、相談技術の向上や連携の強化を図った。	3	相談員の専門性のさらなる向上を図り、各区等における相談体制を強化していくことが課題である。研修内容を充実させるとともに、連絡会の開催等による関係機関間の連携強化に努めていく。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
	●⑤児童相談所の再編整備	児童相談所の再編整備を推進し、児童相談所における相談支援体制の強化を図ります。	高度専門的な機能を有するこども家庭センター(中央児童相談所・幸区鹿島田)及び、市内北部地域の児童相談体制の強化を目的として、北部児童相談所(多摩区生田)の建設工事を行った。(平成23.4開設) 上記の新設児童相談所と既存の中部児童相談所(名称変更)を合わせて、市内3か所の児童相談所体制に向けて、準備作業を行った。	3	新たに再編した児童相談所体制のもと、子どもと家庭に対する総合的な相談・支援体制の強化に向けて取組を進める。 中部児童相談所一時保護所の生活環境の改善を目的として、改修工事を実施する。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
(2)情報提供の充実	①子育てガイドブックの作成	子育てガイドブック(全市版、区版)を作成し、子育て家庭への情報提供を充実します。	全市版「かわさき子育てガイドブック」を26,000部作成し、区役所来庁時の転入手続きや母子健康手帳配布等の際に、子育て世帯を中心に配布した。また、かわさき子育てガイドブックを市ホームページ上に掲載し、情報提供の充実を図った。さらに、おむつ替えや授乳等ができる施設の情報を新たに掲載するための準備作業を行うとともに、子育てマップに掲載されている施設について整理して、平成23年度発行分から紙面の充実を図った。	3	継続実施するとともに、掲載情報の整理や読みやすいレイアウトの工夫を行う。	同規模で継続	●こども本部	●子育て支援課
			外国語版「さんぼみち」とマップを発行した。 ●英文・タガログ語・スペイン語版 4,000部 ●中国語・韓国語朝鮮語・ポルトガル語版 4,000部	3	情報の更新を、2、3年毎に行う必要がある。	同規模で継続	●川崎区役所	●保健福祉サービス課
			平成22年4月から、幸区子育て情報誌(おこさまぶさいわい)の配布を開始した。情報誌の内容の意見集約のために編集委員会を2回実施し、新設の施設や委員からの意見を取り入れた改訂内容の検討を行った。	3	1年度毎に、編集委員の意見を取り入れた改訂内容の検討が必要である。	同規模で継続	●幸区役所	●こども支援室
			子育て世代の家族への多種多様な子育て情報を効果的に提供し、中原区での子育てがより楽しく充実したものとなるよう“子育て情報ガイドブック”を改訂発行(7,000部)し、出生届提出世帯及び子育て中の転入世帯に配布し、情報提供を促進した。	3	毎年タイムリーな子育て情報を発信していくために、平成23年度も引き続き作成していく。	同規模で継続	●中原区役所	●こども支援室
			『ホットこそだて・たかつ』冊子平成22年度版を8,000部発行し、6月からこども支援室の窓口にて配布した。併せて関係機関にも配布した。次年度の冊子に向けては、利用者のニーズに応じた情報の提供を目指して、内容やデザイン・レイアウトなどについて検討した。	3	検討して改定した冊子について、利用者へアンケートを実施し、利用者のニーズに沿っているか、検証を進める。	同規模で継続	●高津区役所	●こども支援室
			平成21年度に子育て経験者・当事者を中心とした宮前区子育て情報誌「とことこ」改訂等委員会により作成された「みやまえ子育てガイド とことこ2010年度版」を、母子健康手帳の交付・転入時に配布し、また区内子育て関係施設等に置き配布に努めた。	3	既に部数が不足してきているため、来年度途中で増刷を行うため、内容の変更点などの情報収集や確認を行う必要がある。	同規模で継続	●宮前区役所	●こども支援室
			区内のこども・子育て支援情報について集約した「多摩区子育てブック」を、4頁拡充し、就学後の情報も掲載して4,000部発行し、母子手帳交付者、乳幼児を持つ家庭の転入者、希望者等に配布した。	3	毎年発行とし、区民の意見を反映させながら随時見直し、発行していく。	同規模で継続	●多摩区役所	●こども支援室

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(2) 情報提供の充実	① 子育てガイドブックの作成	子育てガイドブック(全市版、区版)を作成し、子育て家庭への情報提供を充実します。	母子健康手帳交付時、3か月健康診査時、転入時等に「子育てガイドブック」を配布し、活用状況等のアンケートを実施した。そのアンケートをもとに次年度に向けて内容の見直し、検討を行った。	3	子育て支援施策のなかで情報発信・提供は重要であり、ガイドブックでの情報提供はとても有効である。継続して実施していく。	同規模で継続	●麻生区役所	●こども支援室
	● ② 多様な方法による情報提供	市及び各区ホームページ等を通じて子育て情報を提供するとともに、子育て関係施設などにおける情報提供を充実します。	市ホームページ上にかわさき子育てガイドブックを掲載し、子育て情報の提供を図った。	3	市ホームページのトップページから各子育て支援情報のアクセス方法等について整理し、その見直しを図り、利用者にわかりやすい情報提供を行う。	拡充	●こども本部	●子育て支援課
			川崎区のホームページの「かわさき区こども支援総合ホームページ」を更新した。子育て支援ガイドブック「さんほみち」改訂版・子育てかわら版を配布した。年長児の入学準備チラシ「もうすぐ1年生」を幼稚園・保育園及び就学時健診等で配布した。新入学児・生の安全確保啓発チラシ「新一年生の安全のために」を小学校で配布した。こども総合情報紙「かわさきのこども」を発行し、幼・保・小・中・高校他各家庭宛や関係施設、商業店舗で配布した。	3	新規転入子育て世帯等への情報提供方法が課題である。	同規模で継続	●川崎区役所	●こども支援室
			① 幸区ホームページでは子育て・保育などの情報を掲載しているが、区役所情報と関係局の情報をわかりやすく提供、簡易に検索できるようにするための「こども・子育て情報」のホームページおよびモバイル用ページに随時最新情報を掲載し、区民への情報提供を行った。また、幸区転入者交流会参加者に広報を行いメールマガジン「うるかむメール」を立ち上げ、子育て支援情報の配信サービスの配信を開始した。 ② 平成22年度に保健福祉センターから事業が移管された「お散歩に行こうね!」を区内の子育て関連機関の協力を得て、区内の遊び場情報を児童・家庭支援担当で集約、作成し、子育て関係機関へ配布した。幸区役所のホームページにも掲載している。 平成22年度から幸区・こども子育て情報のURLを掲載、携帯電話からも情報がアクセスできるように利便性の向上を図った。 ③ ネットワーク会議の部会4として、0歳から18歳未満のこどもの情報を提供するために「こども情報ネット」を10、11、12号の発行を行なった。メンバーは他の3つの部会から委員を2名、推薦委員1名、事務局等で構成し年13回の編集会議を開催した。平成21年7月、11月、3月の年3回、各10,000部発行し子育て関連施設、小中高校等へ配布した。	3	① こども・子育て情報の更新および内容の更なる充実を図ることが必要である。 ② 子育て中の親から、毎月の発行を待ち望んでいる声が強くなり、前月28日の発行に努めている。 ③ 地域からの情報収集ができる体制の強化が必要。地域のニーズを把握し、そのニーズに対応した内容の情報提供をより推進する。	① 拡充 ② 同規模で継続 ③ 同規模で継続	●幸区役所	●こども支援室
		子育てに関する多種多様な情報をまとめた「区子育て情報ガイドブック」を改訂発行し、出生時および子育て中世帯の転入時に配布したほか、同じ内容を子育て支援ホームページに掲載した。同ホームページに新たに「トビックス欄」を設け、よりタイムリーな情報を区民に向けて発信した。また、区内の子育て関連行事のスケジュールが掲載された「子ネット通信」を隔月で発行した。地域子育て支援センターや子育てサロンの情報が掲載された「子育てエンジョイinなかはら」や「こども相談窓口紹介パンフレット」を発行し配布し、情報提供の充実を図った。	3	引き続き、多岐に渡る情報をより分かり易くまとめ、提供していく。子育て中の世代はインターネットにより情報を得る機会も多いため、ホームページを通じた情報提供もより充実を図っていく。	同規模で継続	●中原区役所	●こども支援室	

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(2) 情報提供の充実	● ②多様な方法による情報提供	市及び各区ホームページ等を通じて子育て情報を提供するとともに、子育て関係施設などにおける情報提供を充実します。	「ホッとこそだて・たかつ」ホームページ・携帯サイトは、従来の情報よりさらに充実を図り、毎月更新を行った。ホームページには今年度から情報ガイドブック「ホッとこそだて・たかつ」全ページを掲載した。また、区役所内モニター広告を利用し所管事業やイベントの開催等の情報を提供した。	3	次年度ホームページの改訂を実施する予定であり、それに併せて、全面改訂された情報ガイドブックの内容も更新する。	同規模で継続	●高津区役所	●こども支援室
			ホームページ「宮前こども子育てホームページ」による情報発信を行った。また、未就学児対象のホームページ「とことこ」を改訂し、公園情報等の充実を図った。 「みやまえ子育てガイド とことこ 2010年度版」の情報を補うため、「子育てかわら版」を年2回発行した。 子育て支援施設を中心に、子育て情報を配架した。	3	関係機関等と連携を強化しながら情報収集及びホームページの管理運営を行っていく。	同規模で継続	●宮前区役所	●こども支援室
			区内のサロン・ひろば等の催しを集約し、カレンダー形式で紹介する「多摩区子育てカレンダー」及び妊娠期～18歳までの子育て家庭を対象に、様々な行政情報や地域情報を体系的に紹介する「多摩区子育てWEB」について、カレンダーは隔月に年6回の更新、子育てWEBは年4回の更新と内容拡充・メンテナンスを行い、リアルタイムでの情報提供に努めた。	3	今後も随時更新し提供していく。情報の所管課や団体等が多岐に渡るため、内容の確認作業や提供内容の精査等に調整を要する。	同規模で継続	●多摩区役所	●こども支援室
			紙媒体での情報発信として子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」や「麻生区ちびっこおかけMAP」を発行配布し、子育て中の市民に活用された。また区ホームページ「子育てカレンダー」では未就学児が参加できるイベント情報を、また「小中学生イベントカレンダー」でこども文化センターの情報を掲載し市民への情報提供をした。さらに区役所ロビー及びこども相談窓口に情報コーナーを設置し、子育てサロン、地域子育て支援センター、こども文化センターの情報を提供した。	3	様々な媒体での情報提供は必要かつ重要なことであり、常に最新の情報を提供できるよう心がける必要がある。	同規模で継続	●麻生区役所	●こども支援室
(3) ネットワークづくりの推進	● ①子育てのネットワークの構築	子育て関係機関、子育て関係団体、地域住民等が連携し、地域における子育てのネットワークづくりや世代間交流を促進します。	川崎区こども総合支援ネットワーク会議を開催した。 ・全体会議 2回 ・発達支援部会 3回 ・思春期対策問題部会 1回 ・ボランティア育成部会 5回 ・川崎区こども総合支援推進会議 9回 ・川崎区子育て支援関係機関連絡会6回 ・川崎区いきいき健康づくり・子育てフェスタの開催1回	3	民間の子育て支援機関や子育て支援団体との連携・協働体制の整備や、地域の子育て支援者の育成強化が課題である。	同規模で継続	●川崎区役所	●こども支援室

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(3) ネットワークづくりの推進	●	①子育てのネットワークの構築 子育て関係機関、子育て関係団体、地域住民等が連携し、地域における子育てのネットワークづくりや世代間交流を促進します。	①区内の子ども支援団体、関係機関の代表者で構成する「幸区子ども総合支援ネットワーク会議」を年3回開催し、地域の子どもの状況について情報・意見交換を行い、各団体・関係機関での活動や機能について理解を深めることができた。また、実務者による子どもに関する課題の検討と実践のために4部会を開催した。部会1は「子ども支援推進会議」とし、虐待の予防と支援についての連携・支援の方法について学びを深めた。部会2は「みんなで子育てフェアさいわい」とし、2月に開催、関係機関・団体と連携し地域全体の交流を深めることができた。部会3は子どもの安全安心とし、「自転車マナークイズキャンペーン」を行った。部会4は子ども情報ネットとし、「子ども情報ネットさいわい」を3回発行した。 ②幸区子ども総合支援ネットワーク会議の一部会として「みんなで子育てフェアさいわい」を、平成23年2月26日土曜日に開催した。一般参加者数約720人関係者参加数約212人であった。部会委員は区役所・市民館・社会福祉協議会のほか、地域教育会議・公立保育園・地域子育て支援センター・民生委員児童委員協議会・赤十字奉仕団・更生保護女性会・ヘルスパートナー・ヘルスメイト、子ども文化センター、区PTA等が協力した。	3	①ネットワーク会議は情報交換の場であるとともに、課題解決に向けた具体的な行動に取り組む組織として各部会との連携の強化を図る。 ②子育て世代の企画への参画の推進。このイベントをきっかけとし、関係団体、関係機関等の子育て支援ネットワークづくりの更なる推進。	同規模で継続	●幸区役所	●子ども支援室
			「子育てネットワーク」「子ども支援ネットワーク」を運営し、それぞれの子育て支援の推進を図った。またそれぞれの交流の場として、実行委員会を立ち上げ「なかはら子ども未来フェスタ」を開催し、地域や関係団体が協力し合い2,500人が参加した交流の場となった。また地域で実施している子育てサロンでは、中学生のボランティア体験や、小学校での「命の授業」などを実施し、世代間交流を図った。	3	地域の交流の場としてのなかはら子ども未来フェスタの運営を通じて、更なるネットワークの推進	同規模で継続	●中原区役所	●子ども支援室
			区内の主任児童委員、保育園、幼稚園、子育てグループ、地域教育会議等の代表者で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を開催し、各機関、団体が有する情報の共有化、課題についての協議を行った。また、地域の子育て中の親子を対象に、民生委員児童委員・主任児童委員と協働して子育て家庭への支援「あつまれキッズ」を実施し、世代間交流を図った。	3	地域における子育てネットワークのより一層の推進	同規模で継続	●高津区役所	●子ども支援室
			宮前区子ども・子育てネットワーク会議(年2回)、子育て支援関係者連絡会(年6回)、要保護児童対策地域協議会実務者会議(年3回)や、その他連携会議、イベント、地域活動などにより、子ども、子育てに関するネットワークの強化を図った。	3	宮前区子ども・子育てネットワーク会議では、限られた時間での情報交換・意見交換のため、会議の持ち方の工夫が必要である。	同規模で継続	●宮前区役所	●子ども支援室
			区内の団体・NPO、民生児童委員、保育園、幼稚園、学校等の代表で構成する「多摩区子ども総合支援連携会議」を年間3回実施し、平成21年度策定した多摩区子ども支援基本方針(たまこプラン)に基づいた取組の情報交換や共通課題の協議を行った。また、各機関、団体等の活動状況調査を行い、「多摩区の子ども・子育て支援事業計画」を策定した。 子育てサロン、ママと遊ぶほらいもね事業、子どもの外遊び事業などを様々な団体等との協力により行い、世代間交流の促進と共にネットワークの強化を図った。	3	多摩区子ども総合支援連携会議を中心に、区内の子ども・子育て支援のネットワークの推進に向けた取組を強化する。	同規模で継続	●多摩区役所	●子ども支援室
			子育て関係機関、関係団体の代表で構成される子ども関連ネットワーク会議を年3回開催。ネットワークづくりのために情報交換をし、地域の課題を考察した。また子育てサロンや地域子育て支援センター、子ども文化センターでの親子の交流や、地域のボランティア等の交流からネットワークづくりや世代間交流の促進につなげた。	3	今後も継続していく中でネットワークづくりを強化していく。	同規模で継続	●麻生区役所	●子ども支援室

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(3) ネットワークづくりの推進	② 社会福祉協議会への支援と連携の強化	社会福祉協議会が開催する地域の子育て支援事業への支援を行うとともに、社会福祉協議会と区役所との連携を進めます。	社会福祉協議会及び各区社会協議会に対し補助金を交付した。	3	社会福祉協議会と連携及び調整を図り、子育て支援事業の充実を図っていく必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●子育て支援課
			社会福祉協議会、南部地域療育センターとの共催でボランティア養成講座を開催。実施にあたり、タイアップをはかるための協議を社会福祉協議会と保健福祉センターを中心に進めた。	3	ボランティアへの参加者を増やすため、講座等の開催を通じ内容の周知を進めていく必要がある。	同規模で継続	●川崎区役所	●保健福祉サービス課
			社会福祉協議会・保健福祉センター・市民館と共催で子育てグループ講演会を実施した。	3	地域の子育て支援事業についての情報共有を図る。	同規模で継続	●幸区役所	●こども支援室
			子育てネットワーク、子ども支援ネットワーク及び子育て支援推進実行委員会の構成団体として社会福祉協議会と連携し、こども未来フェスタなど各種事業の展開を図った。また、地域の自主グループへの支援として、協働して交流会や自主グループ説明会などを行い、連携を進めた。	3	子育てネットワークのボランティア部会への参加協力を図っていく。	同規模で継続	●中原区役所	●こども支援室
			社会福祉協議会主催の「児童委員活動強化推進委員会」に出席し(6回開催)、区内の子育て支援について協議し実施に協力した。	3	民生委員児童委員、主任児童委員との連携・協働の推進を継続していく。	同規模で継続	●高津区役所	●こども支援室
			宮前区子ども・子育てネットワーク会議、子育て支援関係者連絡会等の活動、また、子育てフェスタなど、区の子育て支援事業等で連携・協力している。	3	同じような事業や時期など情報交換を充分行い、それぞれの役割の確認等より連携して、子育て支援事業を行っていく必要がある。	同規模で継続	●宮前区役所	●こども支援室
			社会福祉協議会が実施する子育て支援事業について、「多摩区子育てブック」やホームページの「子育てカレンダー」に掲載し、広報での協力を行った。多摩区こども支援連携会議において、情報抵抗や課題共有、対策の協議検討等を行い、連携を深めた。	3	今後も随時情報や課題共有等を行い、広報での協力・支援を行っていく。	同規模で継続	●多摩区役所	●こども支援室
			区社会福祉協議会・柿生地区・麻生東地区社会福祉協議会で実施している子育て支援事業の母体である子育て支援部会の会議に出席し、運営、実施に協力した。また連携しながら子育て自主グループとの交流会を実施した。	3	地域の子育て支援をしていくうえで、区社会福祉協議会との連携、協力は必須である。	同規模で継続	●麻生区役所	●こども支援室
(4) 子育てサークル活動等への支援	① 子育てサークルの育成・支援	保健福祉センターによる子育ての仲間づくりの場の提供と講師の派遣、こども文化センターにおける活動場所や子育て情報の提供などを通して、子育てサークルを育成・支援します。	子育てセミナーを251回、参加者延6,253人に実施した。子育てグループの活性化が図れるようグループの活動場所に向き、育児の学習、健康教育を実施した。また、地域の実情に合わせ、区役所の各担当部署が連携して地域全体の子育てグループのネットワーク化に取り組んだ。	3	区役所の各部署と連携しながら、継続実施していく。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
			こども文化センターにおいて、子育てグループに対して、活動場所の提供等を実施した。なお、施設によっては、団体利用にとどまらず、保健福祉センター及びこども支援室等と連携し、乳幼児の保護者の交流や相談活動などを実施した。	3	各区保健福祉センター及びこども支援室との連携の充実を図る。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
			区内2か所で延べ6回、計38グループ対象に子育てグループ交流会を実施した。実施に当たっては、管内のこども文化センター、教育文化会館分館、区社会福祉協議会等と協働した。また、「子育てボランティア講座」を2回開催し、子どもの状況や子育ての話、遊びの実践の講座を行い資質の向上に役立てた。	3	現在活動しているボランティアの交流の場がない。今後ボランティアのために、関係機関の連携強化を図る必要がある。	同規模で継続	●川崎区役所	●保健福祉サービス課
			市民館・区社協との共催で、著名な子育てカウンセラー・ムーブメントセラピー指導員を招き、「子どもを愛するとはどういうこと？」というテーマで子育てグループ講演会を実施したほか、子育てグループ交流会を実施した。	3	引き続き地域住民や関係団体等との緊密な連携の下、地域のニーズ等を踏まえつつ、子育てサークルを育成・支援していく。	同規模で継続	●幸区役所	●保健福祉サービス課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(4) 子育てサークル活動等への支援	①子育てサークルの育成・支援	保健福祉センターによる子育ての仲間づくりの場の提供と講師の派遣、こども文化センターにおける活動場所や子育て情報の提供などを通して、子育てサークルを育成・支援します。	活動の中心となるリーダー同士の交流会を年3回開催し、サークルで役立つ親子遊びの紹介や活動を進める上での情報交換・リーダー経験者の体験談を聞く会・入会希望者への説明会などを実施した。また、要望があれば栄養や健康・子どもの育ち等について学べるよう、保健師や保育士の派遣を行った。関係機関には「中原区子育てグループ活動状況一覧」の冊子を置き、区民の問い合わせに応じられるようにし、情報共有を図った。	3	サークルとして基盤があるグループと、活動内容や運営について情報を求めているグループとがあった。交流会等を継続することで運営のヒントなどが共有され、さらに活性化が図れると考える。また新しくできたサークルの把握や互いのつながりが持てるように支援していくことも必要である。	同規模で継続	●中原区役所	●こども支援室
			区内の子育てグループの活動状況を「ホットこそだて・MAP」にまとめ8,000部発行し、情報提供した。また、区内の子育てグループの交流会を2回実施。9月14日には子育てグループ等の活動に興味関心のある親子を対象に「きて！みて！体験！子育てグループinたかつ」を開催し167人の参加があった。	3	子育てグループの活動の活性化のためにさらに工夫しながら実施していく必要がある。	拡充	●高津区役所	●こども支援室
			区内の子育てサークルの運営についての相談を受けるとともに、情報を収集し広報支援を行った。また、「宮前区子育て支援関係者連絡会」の主催により、子育てグループ交流会を行い、活動支援を行った。また、「双子の会」「乳幼児をもつ外国人の親の交流会」への支援を行うとともに「ダウン症児とその親の交流会」を立ち上げ、支援を行った。	3	子育てサークルへの支援の方法や新たなグループの立ち上げの必要性について検討が必要である。	同規模で継続	●宮前区役所	●保健福祉サービス課
			4地区4会場で実施した「ママとあそぼうぱむね」は、各地区の保育園、地域子育て支援センターから保育士を派遣し、遊びの提供や相談への対応、主任児童委員との交流を実施。ミニコンサート等の運営の支援も行った。支援者養成事業を実施し、終了後に支援者として地域の子育ての仲間づくりの場の情報提供をしたり、自主グループ設立への支援などを行った。	3	引き続き、支援活動を実施していく。支援希望者を集めることが課題である。	同規模で継続	●多摩区役所	●こども支援室
			「麻生区子育て人材バンク事業」の中で区内で活動する子育てグループ等に保育や遊戯指導ボランティアを派遣しグループ活動の支援を行い育成につなげた。	3	地域の小さな自主グループの育成、支援のために重要な事業なので継続していく。	同規模で継続	●麻生区役所	●こども支援室
	②地域子育て自主グループ活動費の助成	地域において親自身が協力して子どもを保育する地域子育て自主グループへ活動費を補助することにより、幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上に努めます。	地域子育て自主グループ5団体に対し、活動費を補助した。	3	本事業の補助要件と、地域で実際に活動している子育て自主グループの活動実態との間にずれが生じており、要件を満たすグループが少なくなっている。	同規模で継続	●こども本部	●子育て支援課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

3 子どもが健やかに生まれ育つための地域活動の促進

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)子育て家庭を見守る地域活動の促進	①地域活動への支援	地域において、子育て家庭をあたかく見守る地域活動を支援します。	「川崎区子ども安全の日」制定により、毎月1日・10日に青色回転灯装着車と地域の町内会・自治会・PTA等で連携し、登校時間及び下校時間に合わせ見守り活動を行い、犯罪発生を抑止を図った。(年間実施回数38回) 教育委員会「児童生徒の安全に関わる情報安全システム」及び警察署より配信される「子ども安全メール」の情報による青色回転灯装着車での広報を実施と地域防犯パトロールを行い、地域住民とともに子どもを犯罪から守る意識を高めた。(年6回)	3	地域に「川崎区子ども安全の日」を広く周知させるとともに、青色回転灯装着車による地域と合同防犯パトロール等の実施に伴い、犯罪抑止効果は表れているが、犯罪発生時の抜本的解決策にはなっていない。 教育委員会、警察署の関係機関との連携により、不審者発生情報を迅速に地域へ周知させ、防犯パトロールの実施に繋げ、地域の犯罪抑止効果を図れるかが課題となっている。	同規模で継続	●川崎区役所	●地域振興課
			日吉地区5か所*の町(内)会・母親クラブ等を実施主体としておおもね毎月1回ずつ実施された赤ちゃん相談に保健師等の看護職を派遣し、育児相談等を支援した。(*北加瀬、南加瀬、小倉、鹿島田、パークシティ) また、10月1日に同地区の赤ちゃん相談ボランティアを実施主体として、日吉中学校において中学生も参加して実施された「赤ちゃんハイハイあんよのつどい」への支援を通じて、地域交流や世代間交流を図った。(286人参加)	3	引き続き地域住民や関係団体等との緊密な連携の下、地域のニーズ等を踏まえつつ、子育て家庭をあたかく見守る地域活動を支援していく。	同規模で継続	●幸区役所	●保健福祉サービス課
			地域の子育て支援の核となる新たな育児支援者を養成するための講座(一般向け講座)を開催し、地域の子育て支援者の発掘・育成を図った。さらに、養成された支援者の活動定着を図ることを目指した講座(ステップアップ講座)を実施した。また、子育てサロンに従事するボランティアに対しての研修の実施等、既に地域の中で子育てボランティアを行っている方々の質の向上を目指し支援を行った。	3	養成された支援者と共に子育て中の親子を具体的に支える場づくりの推進を図っていく。 また、より安心してボランティア活動を継続していくために、ボランティアの横のつながりを深める働きかけを行っていく。	拡充	●中原区役所	●こども支援室
			地域の0歳～3歳の子どもと親を対象に、区内4か所において、子どもに関係する機関や団体と協働で「あつまれキッズ」を年間7コース45回開催。より地域に合った内容で、年間を通して親子遊びや座談、育児相談等を実施した。	3	関係機関や団体等との連携による活動の充実・支援を行っていく。	同規模で継続	●高津区役所	●こども支援室
			第2回区民会議提案事項である公園を利用した、地域の方々が主体となつて行う宮前区版「冒険遊び場」について、「宮前区冒険遊び場支援検討委員会」で「ルールづくり」「支援のあり方」等を検討し、「宮前区冒険遊び場活動支援要綱」を作成した。	3	具体的な担い手の育成についての取組が必要である。	拡充	●宮前区役所	●こども支援室
			平成22年度新規バスポート発行数 1,437世帯(トータル7,371世帯) ※新規に宿原駅前商店街(6件)が加盟した。 地域啓発として子育てまつりでの抽選会(参加者数 500人) 区商店街連合会とのイベントの協働実施(子育てプレミアム商品券広報・(30人53セット)) 協賛店ガイドの改訂版の発行 広報:協賛店ガイドを多摩区ホームページに掲載、協賛店からの子育て応援メッセージと商店のPRを掲載、市政だより、一般紙、タウン紙に記事の掲載	3	区商店街連合会と連携しながら事業の周知及びPRのさらなる充実を進め、子ども・子育て支援事業を推進する。	同規模で継続	●多摩区役所	●こども支援室

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)子育て家庭を見守る地域活動の促進	①地域活動への支援	地域において、子育て家庭をあたたく見守る地域活動を支援します。	子育て支援につながる地域活動をおこなっている民生委員児童委員、主任児童委員、子育てボランティア等の育成や意識の向上のため、講演会や研修会を行い、支援につなげた。また、要保護児童対策地域協議会と連携し、講演会や事例検討会を行い、地域の子育て基盤の強化を図った。	3	子育て支援を行ううえで、地域の見守り、支援は大変重要である。今後も継続していく。	同規模で継続	●麻生区役所	●こども支援室
	● ② 子育てボランティアの養成と活動支援	「すくすく子育てボランティア事業」により、子育てボランティアを養成し、活動を支援します。	各区で、健診や地域等で子育てを支援するボランティアを養成する教室や養成したボランティアが地域の中で子育て支援者として活動できるようフォローアップ研修や連絡会を実施した。開設54回、参加者延数 594名だった。	3	継続実施していく。また、こんにちは赤ちゃん事業等、他の子育て家庭を支援する地域づくりに関わる事業と連携させていく。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
(2)青少年育成団体への支援	①青少年育成連盟への支援	青少年育成連盟への支援を行い、加盟団体相互の交流及び連携を密にして、青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体の活性化を図ります。	青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体活動の活性化を図るため、青少年育成連盟へ補助金を交付し、活動の支援を行った。 【参考】 加盟団体：川崎市子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎海洋少年団 加盟団体会員数：約37,000人（平成22年4月1日現在）	3	青少年団体に関する市民の理解を深めるとともに、青少年団体活動への参加について、啓発することが必要である。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
	②青少年指導員の設置	青少年指導員を設置し、地域社会において、青少年の体験活動の促進、青少年団体の育成を支援し、青少年に望ましい地域づくりを推進します。	地域ごとのイベントにおいて、青少年の体験活動を促進した。青少年への広報啓発活動や、地域巡回パトロールにおける青少年への声かけ、助言等の取組を通して、青少年健全育成を推進した。さらに、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における街頭キャンペーン等により、青少年の非行防止や社会環境健全化の活動を推進した。	3	青少年の健全育成を推進するために、青少年指導員が地域の住民や青少年関係者との連携を深めることが必要である。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
	③青少年フェスティバル等の推進	青少年の社会参加・啓発を進めるため、川崎市青少年育成推進委員会を支援し、青少年健全育成事業（青少年フェスティバル等）を推進します。	青少年育成推進委員会に委託している青少年フェスティバル及び成人の日を祝うつどいの企画立案・実施協力等を青少年ボランティア等が中心に行い、社会参加の促進を図った。また、社会参加の啓発活動を行った。	3	青少年フェスティバル及び成人の日を祝うつどいは青少年が主役の事業であり、より多くの青少年の参加を促し、広く市民にも社会参加の意義を知ってもらうため、さらなる広報活動等を推進し支援していくことが必要である。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
	④ 少年団体リーダー養成事業への支援	地域青少年活動の活性化を図るため、子ども会等が行う少年団体のリーダー養成研修事業を支援します。	川崎市子ども会連盟に事業を委託し、各種研修事業においてジュニアリーダー、シニアリーダー等の養成を図った。 【参考】 川崎市子ども会連盟シニアリーダーズクラブ1団体 各区子ども会連合会ジュニアリーダーズクラブ7団体	3	受講生の参加率を上げるため、より充実したプログラムによる研修が必要である。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

基本目標Ⅳ 親と子の心とからだの健康づくり

1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)妊産婦の健康診査・健康相談等の充実	● ①母子保健指導事業の充実	母子健康手帳交付時の相談支援や情報提供の充実を図り、安心・安全な妊娠期を過ごせるように支援します。	母子健康手帳は、16,377人に交付した。母子健康手帳交付時には、両親学級等保健福祉センターの活用や、身近な地域での子育てサービスの情報提供をした。また、看護職が面接相談を行い、内容により、継続支援を行なった。	3	要支援者を早期に発見し、継続支援につなげていくことが安心、安全な妊娠期を過ごすためや虐待予防の観点からも重要で、支援関係部署や地域の医療機関・関係団体との連携をさらに強化していく。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
	● ②妊産婦健康診査の充実	安心・安全な妊娠期や産じょ期を過ごすため、妊産婦健康診査についての広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。	市内委託医療機関、市外協力医療機関の補助券利用件数は174,905件だった。平成22年1月から始まった償還払い制度の利用件数は、平成22年度は5,986件だった。市政だより、ホームページ、市バス広告等を活用し、妊産婦健康診査、償還払い制度の周知を図った。	3	国の動向に注視しながら、安心・安全な経過が過ごせるよう助成事業を継続実施していく。妊産婦健康診査の重要性と償還払い制度の周知を引き続き実施していく。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
	③歯科保健指導の充実	う蝕や歯周病に罹患しやすい妊娠におけるブラッシング指導を充実します	マザーズ・ブラッシング事業の開催回数は70回、309人の妊婦の参加者があった。	3	事業参加へのより積極的な働きかけが求められている。	同規模で継続	●健康福祉局	●健康増進課
(2)両親学級の充実	①両親学級の充実	①両親学級の充実妊娠中の食生活や、飲酒、喫煙等の健康習慣を見直したり、子育ての仲間づくりができるよう、内容の充実を図ります。また、テキストを改訂し、父親に向けた情報提供の充実を図ります。	平成22年度実績 両親学級 受講者数 6,127人(内、夫2,215人) 延12,486人 プレババママ教室(土日開催) 開催回数6回 総数427人(妊婦215人 夫205人 その他7人) 禁煙教育、望ましい食生活についての教育、健康な生活に向けての教育の充実を図り、沐浴、妊婦体験ジャケットの体験や座談などを通して父親の育児参加意識を高めた。	3	プレババママ教室は、多くの受講希望があるため、より多くの方が受講できるように、定員数や回数について、今後検討を進めていく必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
(3)不妊治療への支援	①特定不妊治療への助成	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施します。	平成17年の事業開始から毎年申請件数は増加し、平成22年は1,492件であった。平成23年度から1年度目の申請回数をこれまでの2回から3回に改正。また、自治体によって申請期間が異なるため、川崎市での初回の申請に限り、遅延理由書添付により申請期間の緩和を図った。	3	自治体によって申請期間等の仕組みが異なるため、本市の制度についての広報を強化していく必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
	②不妊専門相談センター事業の充実	専門医や不妊症看護認定看護師による不妊専門相談センター事業の啓発に努めるとともに、不妊に悩む人に対する相談支援体制を強化します。	平成21年4月から、川崎市看護協会に委託し、毎月1回土曜日に医師や不妊専門看護師による相談を実施。平成22年の相談件数は31件であり、相談者数は52人であった。	3	不妊専門相談センターを実施していることに関する周知を強化し、相談を求めている方が、より有効にその機会を利用いただけるようにしていくことが求められている。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
	③女性医師による健康相談の充実	不妊に伴う悩み等に対応するため、保健福祉センターにおける女性の健康づくりに向けた相談支援の体制を充実します。	女性コーナー等における女性医師や産婦人科医師、助産師による相談支援を実施した。来所者は、340人であった。	3	事業を継続実施していく。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
(4)周産期医療体制の充実	①周産期医療体制充実の要望	安心して妊娠・出産ができるよう、産科医の確保や周産期医療体制の充実を国や神奈川県に要望します。	医師の確保や周産期医療体制の充実を国や神奈川県に要望した。	3	次年度に関しても、引き続き医師の確保や周産期医療体制の充実を国や神奈川県に要望していく。	同規模で継続	●健康福祉局	●地域医療課
	● ②総合周産期母子医療センターの運営支援	妊娠・出産時における母子の生命の安全を確保し、周産期救急医療の充実を図るため、切迫早産、胎児異常などのリスクの高い妊娠・分娩・新生児に対して24時間体制による総合周産期母子医療センターの運営を支援します。	平成22年3月から聖マリアンナ医科大学病院にて総合周産期母子医療センター(NICU・12床、MFI・CU・6床)の運用が開始され、平成22年度においては、同センターの運営を支援した。	3	総合周産期母子医療センターの開設に伴い、市立川崎病院・日本医科大学武蔵小杉病院を含めた本市の周産期医療ネットワークが構築されたので、今後は市内の産科医療機関との連携を強化して、安定運営に努める。	同規模で継続	●健康福祉局	●地域医療課

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

## 2 親と子の健康づくり

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	*達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)健康診査・育児相談・地区活動等の充実	● ①乳幼児健康診査等の充実	子どもの健やかな発育・発達を支援するため、乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、相談支援の場としての機能を充実します。	直営健診は、受診者数 40,558名、受診率 95.2%であり、委託健診は、受診者数 45,100名、受診率 82.7%であった。 直営健診では、ボランティア、保育園等との連携のもと、区の実情にあわせて読み聞かせをするなど、育児についての啓発の場となるようにしてきた。また、保健福祉センターで定例開催する育児相談のほか、気軽に育児相談ができるように、地域の子育て交流の場に保健師が出向いて相談を行うなど、地域の特性に合わせた事業を展開した。	3	発達支援・虐待予防の観点から、未受診者に対しての状況確認等についての検討が必要である。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
	②親子の交流や仲間づくりの促進	保健福祉センターにおいて育児不安の軽減や親子の孤立防止のため、子育ての仲間づくりを進めます。あわせて、多胎児や外国籍母子などの共通の状況にある親子の交流を促進します。	子育てセミナーを251回、参加者延 6,253人に実施した。区役所内の子育てセミナーだけでなく、子育てグループの活性化が図れるようグループの活動場所に出向き、育児の学習、健康教育を実施した。また、地域の実情に合わせて、こども支援室と連携して地域全体の子育てグループのネットワーク化に取り組んだ。そして、各区ごとに共通の状況にある親子の交流会等を実施し、仲間づくりを促進した。	3	事業を継続実施していく。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
(2)訪問指導の充実	● ①母子訪問指導事業による全戸訪問の実施	新生児訪問とこんには赤ちゃん訪問による乳児家庭全戸訪問を実施し、情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、必要な支援を行います。	各訪問について新生児訪問数9,194件、未熟児訪問数 876件、こんには赤ちゃん訪問数2,000件実施した。出生数が増加傾向であることに加え、こんには赤ちゃん訪問事業が始まり、広報に力を入れたことで、こんには赤ちゃん訪問件数だけでなく、相乗効果で新生児訪問件数が増加した。	2	事業を継続実施し、早い時期からの地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を防ぐ。また、身近な近隣の訪問員を増やし、地域で子育てを支える環境づくりを進めていく。	拡充	●こども本部	●こども家庭課
	②対象者のニーズに合わせた訪問指導の充実	新生児・未熟児訪問、妊娠高血圧症候群予防訪問、家族計画指導訪問、乳幼児訪問等を適切な時期に適切な方法で実施し、個別のニーズに応じた支援を進めます。	新生児訪問延数9,217件、未熟児訪問延数889件、妊娠高血圧症候群予防訪問延数20件、家族計画訪問延数9件を実施した。出生数が増加傾向であることに加え、こんには赤ちゃん訪問事業が始まり、広報に力を入れたことで、相乗効果で新生児訪問件数が増加した。	2	母子健康手帳交付時等早期に要支援者を把握し、より適切な時期から、個別対応での継続支援を行う必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
	● ③児童虐待の早期発見・早期対応	子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等で、養育支援の必要な対象を早期に把握し、的確にフォローする体制を充実します。	乳幼児支援訪問延べ数373件実施した。妊娠・出産時や新生児訪問・未熟児訪問等から早期に養育支援が必要な家庭を把握し、訪問につなげた。	3	訪問だけでなく、他の母子保健事業や地域の様々な子育て支援場所とも連携をとりながら、支援していく必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
(3)母子保健教室の充実	①母子保健教室の充実	育児不安を持つ母親や子どもとの関係がうまくいかない母親のための教室や、遊びや食生活、生活リズム等の大切さを体験学習するちびっこ健康教室を充実します。	乳幼児虐待予防教室は、開設150回、参加者実数524人、延数1728人だった。各区ともグループカウンセリングや個別の支援相談を対象者の状況に合わせて実施し、虐待の未然防止に努めた。又、スーパーバイスを有効に活用しながら、事業の効果的な運営に努め、支援の充実を図った。また、ちびっこ健康教室は、開催171回、参加者実数2,720人、参加者延数5,863人だった。子どもの健全な発育・発達を促すような体験学習も取り入れて実施し、必要に応じ、他事業とも連携させながら、継続的に支援を実施した。	3	訪問指導等、他の母子保健事業と連携させながら、教室の充実を図っていく。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課

\*達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(4)「食育」の推進	①食育の推進	「食育」を地域社会全体で推進するため、保健や教育等をはじめとするさまざまな分野が連携し、乳幼児期からの食に関する学習機会や情報を提供します。	毎月19日「食育の日キャンペーン」の実施や食育PR動画映像を川崎駅周辺や市内のクリニックで放映し食育の普及啓発を行った。さらに、食育関連団体、企業及び庁内関係部署との協働により、食育体験教室や食育フェア等の食育イベントを開催し、食育活動の展開を図った。7月に「川崎市食育推進会議部会」を、2月に「川崎市食育推進会議」を開催し、「第2期川崎市食育推進計画」を策定した。	3	「第2期川崎市食育推進計画」に基づき、心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食卓での団らんの機会を増やすことやバランスのよい日本型食生活の実践を目標に家庭、学校等と連携して食育推進事業に取組むことが必要である。	同規模で継続	●健康福祉局	●健康増進課
	②食と健康教室等の充実	家族の健康と食生活についての基礎づくりを進めるため、食と健康教室(離乳食・幼児食教室)等の各種教室を充実します。	各区役所保健福祉センターを中心に、講話や調理実習、試食等を通した事業を展開している。平成22年度実績(7区役所保健福祉センター)食と健康教室249回延べ6,503人受講。その他相談事業、各種教室、地域に出向いての講座等49回延べ5,467人の参加があった。	3	「食育推進計画」「かわさき健康づくり21」の目標にある、朝食の欠食率の改善に関して、食習慣が形成される幼い時期からの食教育が重要となる。食育推進の視点から「食と健康教室」等を充実させていく。食生活改善推進員(食生活改善のためのボランティア)等と連携し、地域ぐるみの食生活改善への取組が重要となる。	同規模で継続	●健康福祉局	●健康増進課
(5) 歯科保健の充実	①乳幼児歯科健診の充実	生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる乳幼児期のむし歯を予防するとともに、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、健康診査と保健指導を充実します。	1歳児歯科健診84回、予防処置252回、1歳6か月児健診240回、3歳児健診234回、歯の健康教室252回、定期歯科相談189回、親と子の歯科教室60回、育児相談90回、衛生教育57回、その他92回開催し、健診および保健指導で45,605人の参加があった。	3	地域特性を考慮した事業の充実化を図る。	同規模で継続	●健康福祉局	●健康増進課
(6) 外国人市民に対する母子保健サービスの充実	①在日外国人母子保健サービスの充実	外国人市民の親子に対して、副読本として外国語版母子健康手帳を配布するとともに、外国籍育児教室、通訳ボランティアの派遣等による支援を充実します。	外国人妊婦に対して、外国語版母子健康手帳の無償配布を行った。また、外国籍育児教室は、川崎区、高津区、宮前区の3区で実施し、開設回数22回、参加延数154人だった。両親学級や乳幼児健診等の必要時、通訳ボランティアを派遣した。	3	外国籍母子の方が、安心して子育て出来るよう、継続して実施する必要がある。また、母子保健サービスに関する印刷物の外国語版を整備していく必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
(7) アレルギー対策の充実	①アレルギー相談の充実	アレルギーを持つ子どもの健康増進を図るため、アレルギー相談を充実します。	各区保健福祉センターにおいて、年6回から12回、全市で合計73回実施した。	3	アレルギーを持つ子どもが増加する一方で、医師の確保が難しくなり、市内全区で従来どおりの日数で開催することが困難になってきているが、市民のアレルギーに対する関心は高まっていて、今後も当事業の継続と充実を図る必要があるため、継続して医師の確保に努める。	同規模で継続	●健康福祉局	●環境保健課
	②ぜん息児の健康回復・増進	ぜん息児キャンプや水泳教室などを通じて、ぜん息児の健康回復・増進を図ります。	ぜん息児水泳教室を、5月10日から7月12日までの毎週月曜日(計10回)にスポーツクラブエポック中原で実施した。また、あおぞらウェルネスについては、平成21年度の当事業実施中に新型インフルエンザ集団感染が発生したことを受け、22年度は事業実施を見送った。感染症対策を強化しての23年度実施に向けて、準備と計画を行った。	3	本事業は小児のアレルギー対策として有効であり、ぜん息児水泳教室は今後も同規模で継続して実施する。あおぞらウェルネスは感染症対策を強化し、開催地を比較的近い千葉市少年自然の家に変更するとともに参加児童数及び実施期間を21年度以前よりも縮小して実施を継続する。	縮小	●健康福祉局	●環境保健課
	③アレルギー疾患に対する知識の普及	アレルギー予防講演会等によりアレルギー疾患に対する正しい知識の普及に努めます。	アレルギー講演会を1回、知識普及講演会を2回、ぜん息児健康回復教室を各区で開催したほか、ぜん息児アレルギー疾患職員研修会と医師会対象の研修会を実施した。	3	市民のアレルギーに対する関心が高まる一方、アレルギーに関する情報は誤ったものを含んだまま氾濫しているため、正確な知識普及が必要である。このため、気管支ぜん息児又はぜん息発症リスクのある子どもの保護者を中心に広く市民を対象とし発症予防や健康回復に関する講演会等を実施し、知識普及を図る。	同規模で継続	●健康福祉局	●環境保健課
(8) 予防接種事業の推進	①予防接種の正しい知識の普及・啓発	乳幼児の定期予防接種対象疾病について、正しい知識の普及・啓発と接種動向による感染症の発生及びまん延の防止を図ります。	対象者への接種動向や医師会等関係団体との調整、個別協力医療機関へのワクチンの配布等、いずれも滞りなく行った。日本脳炎については、平成22年4月の積極的勧奨の一部再開や8月の省令改正により、接種機会を逃した者への対応が示されるなど、様々な変更があったが、チラシやホームページによる広報を行い、医療機関への周知やワクチンの配布を含め、大きな混乱なく対応できた。また、平成23年4月の事業開始に向けて、子宮頸がん等ワクチン接種事業の準備を行った。	3	時期は未定であるものの、日本脳炎及び麻疹風しん予防接種については制度改正が見込まれており、広報や制度周知等、適宜対応が必要となる。また、国において、子宮頸がん予防ワクチン等の定期予防接種化を含めた予防接種制度の抜本的改革について話し合われており、本市としてもその動向を踏まえながら、予防票の配布方法や接種動向の方法等、事業の実施体制を見直す必要がある。	拡充	●健康福祉局	●健康安全室

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(9)子どもの医療体制の充実	①小児急病センターの充実	休日や夜間における初期救急を確保するために、休日(夜間)急患診療所や小児急病センターにおける小児科医療の維持をはじめ、病院群輪番制による小児科二次救急医療体制の確保に努めます。	南部小児急病センターにおける取扱患者数は、約14,000人。また、北部小児急病センターにおける取扱患者数は、約11,000人であった。	3	南部小児急病センターは病院併設型として実施しているが、重症患者の対応等により、診療の一時停止または患者の長時間待ちが生じている。また、全国的に「小児科医不足」が社会問題となっている中で、市内の医療機関においても小児科医師の確保に大変苦慮している。	同規模で継続	●健康福祉局	●地域医療課
	②院内保育の運営支援	小児科医や看護師を確保するため、院内保育の運営を補助し、女性医師等が働きやすい職場環境づくりを支援します。	平成22年度に関しては、定着促進対策の一環として、市内医療施設11施設に院内保育運営費の補助を支援した。	3	引き続き市内医療施設に対して、運営費の支援を行う。	同規模で継続	●健康福祉局	●地域医療課

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

### 3 思春期の保健対策の充実

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1) 思春期保健相談等の充実	①相談機関の周知徹底と支援体制の充実	本人や家族が相談しやすいよう、相談機関の周知徹底に努めるとともに、支援体制を充実します。	各区保健福祉センターで随時、電話・面接相談を実施しており、電話相談件数は、89件。面接相談は、69件だった。「こども家庭センター」では、毎週土曜日に思春期保健電話相談を実施しており、344件であった。	3	相談機関の周知に努めていく。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
	②関係機関相互の連携強化	心の問題への対応を充実するため、保健福祉センターや精神保健福祉センター等の関係機関の連携を強化します。	区役所内の関係部署だけでなく、精神保健福祉センターなど関係機関とも連携を図りながら、相談等の充実に努めた。	3	関係機関とのより一層の連携強化が必要である。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
(2) 思春期保健健康教育の推進	● ①思春期保健健康教育の推進	保健福祉センターと学校等が連携して、子どもや保護者を対象に、性に関する健全な意識の醸成や、性感染症、飲酒・喫煙、薬物乱用の防止に向けた思春期保健健康教育を推進します。	学校(小・中・高等学校)やPTA・地域ボランティア等と協力連携し、生徒や保護者に対し、思春期の心と体、性、性感染症、薬物依存、赤ちゃんのイメージ作りなどのテーマで命の大切さを考える健康教育を実施した。また、地域の子育て交流の場で中学生が赤ちゃんとふれあう場面では、事前に保健福祉センター保健師が抱き方や触れ合いかななどをレクチャーし、側面的な支援を実施した。	3	命の大切さや自分自身や他の人を尊重できるよう、学校保健とさらなる連携を図り、充実させる必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
(3) 性感染症対策の充実	①性感染症についての知識の普及・啓発	性感染症防止のため、正しい知識等の普及・啓発に努めます。また、エイズ相談・検査の充実を図ります。	教育機関と各区保健福祉センターとの連携で、学校における性教育・性感染症予防教育の講演会を実施した。平成22年度は計36回開催し、小・中・高の児童・生徒及び教職員や保護者等の計6,048名の参加があった。中学3年生に9,395人に相談情報カードを配布した。保健所や日曜検査室で実施したエイズの抗体検査は平成22年度は1,831件であった。	2	クラミジア等の性感染症の増加、MSM(Men who have sex with men)対策などが課題となっており、今後もエイズ等、性感染症についての正しい知識の普及啓発及び人権教育が必要である。また、利便性に配慮した検査体制づくりを進める必要がある。	同規模で継続	●健康福祉局	●健康安全室

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

基本目標V 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

1 家庭や地域の教育力の向上

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)家庭教育の充実	● ①家庭・地域教育学級の充実	子どもへの理解を深め、親の役割や家庭のあり方、家庭教育に関する課題等について学ぶ機会を提供し、親としての成長を支援するため、教育文化会館・市民館における家庭・地域教育学級を充実します。	教育文化会館・市民館・分館において「家庭・地域教育学級」を24学級実施した。全4回の学級から全11回の学級まであったが、継続学習を通して親同士の関係づくりを進めるとともに、保育を併設し、小さい子どもを持つ保護者が学習する機会の保障を図った。また、プログラムの中に土日に開催する回を設けることで、子どもと母親だけではなく、父親同士の関係づくりも促進した。	3	地域における人間関係が希薄化し、子育てが孤立化している中で、親同士がつながり、悩みを共有しながら一緒に子育てをしていく関係づくりを進めることが重要となっており、今後も、子どもの理解を深め、地域との関わりを作る学びの場を提供していく必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課
	②市民館保育活動の実施	子育て期の親の学習を支援するため、保育ボランティアを養成し、教育文化会館・市民館主催事業に保育を併設します。	教育文化会館・市民館・分館で実施する「識字学習活動」「家庭・地域教育学級」「市民自主事業」など計61の事業に保育を併設した。また、保育ボランティア研修を6事業実施し、保育ボランティアの養成やスキルアップを図った。	3	市民館等の保育付き講座への参加によって、初めて子どもを預ける経験をする参加者も多く、親子ともに社会とのつながりをつくっていく場としてニーズが高い事業である。震災の経験を踏まえて、各館とボランティアとの間で安全な事業実施に向けて十分に検討していく必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課
	③PTAや自主グループによる家庭教育学級の充実	PTAや自主グループによる家庭教育学級の充実を通して、地域における身近な場での家庭教育支援を推進します。	小・中・特別支援学校において実施された家庭教育学級92学級に対し、講師派遣等の支援を行った。また、自主グループ1グループに対し、家庭教育学級の実施を委託した。	3	子どもを取り巻く地域社会の環境は大きく変化し続けることから、引き続き、様々な事業を通して、子どもの理解を深め、地域との関わりを作る学びの場を広げていく必要がある。	拡充	●教育委員会	●生涯学習推進課
(2)地域の教育力の向上	● ①子育て支援啓発事業の開催	子育て支援に関する施策を行う関係機関と連携しながら、子育て広場などの交流イベントの開催や情報紙の発行等を通して、親同士の交流や子育てに関する情報交換を促進し、地域における子育てネットワークの構築を支援します。	各区において子育て広場の開設、子育てフェアの開催、家庭教育に関する講座の開催、子育て情報誌の作成・配布などを行った。また、多摩区においては毎年、外国人の親子向けの子育て広場を開設しており、多くの親子が参加している。	3	子育て広場や親子向けイベントなど気軽に親子で参加できる場が求められている。今後、区役所や子育て支援関係機関と連携を強め、参加者同士の交流と自主グループ化などを進め、日常的に親同士が繋がっていただける関係づくりを進める必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課
	②市民自主学級・市民自主企画事業の開催	教育課題も含めた、地域や社会の課題解決等を目的とした市民からの企画提案を基に、市民と市民館等の協働により創る市民自主学級・市民自主企画事業を実施及び実施の過程を通して、市民の自主的な学びと市民活動の促進を図ります。	教育文化会館・市民館・分館において「市民自主学級」を45学級、「市民自主企画事業」を68事業、実施した。教育や親子関係をテーマとしたもの、保育を併設したもの、地域史をテーマとしたもの、環境や食育をテーマとしたものなど、市民生活に根ざした様々な課題をテーマとした学級、事業が、市民と各館との協働により実施された。	3	市民館とともに学級事業の企画運営に携わってきた市民が、今後、地域で活動を展開していくための支援や育成が求められている。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課
	● ③地域教育会議の活性化	地域の教育に関する課題の解決に向けて、学校や関係機関と協働して取組む、市民の自主的・主体的な組織である行政区・中学校区地域教育会議の活性化を図ります。	「教育を語るつどい」、広報紙の発行、子ども会議などを各行政区・中学校区地域教育会議で実施した。また、「川崎市地域教育会議交流会」を開催し、各地域教育会議間の交流と情報交換、市民への情報提供の場を提供した。また、区ごとに各行政区・中学校区地域教育会議が連携した様々な事業の展開、ホームページでの情報提供等の充実を図った。	3	市民の自主的・主体的な活動を支援し、更なる行政区・中学校区地域教育会議の連携や活性化を図っていく。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課
	● ④子ども会議の充実	地域社会のあり方などについて、子どもと大人と一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実し、子どもの意見を反映した地域づくりを推進します。	7行政区及び51中学校区の地域教育会議で、行政区・中学校区子ども会議開催した。子ども委員の募集、実施方法、回数等は、それぞれの地域の状況にあわせて行った。	3	行政区及び中学校区子ども会議と川崎市子ども会議の相互交流を図る必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課

※達成度：1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

2 幼児・学校教育の充実と若者の自立支援

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1) 幼児教育の充実	① 幼保一体化の研究	就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるよう、本市における幼保一体化施設のモデル園としての認定こども園での研究を支援します。	平成22年4月に本市の幼保連携型認定こども園のモデル園として、田園調布学園大学みらいこども園を設置し、運営を開始した。認定こども園における運営や教育・保育のノウハウの蓄積を行った。	3	認定こども園における運営や教育・保育を一体的に行う課題と効果の研究を継続して行う。	同規模で継続	●こども本部	●子育て支援課
	● ② 私立幼稚園への支援	私立幼稚園に対し、障害のある子どもの受入れや預かり保育など子育て支援の充実に向けた支援を行います。	市内私立幼稚園において、障害のある子どもの受け入れ及び統合保育を実践しているのは62園あり、年間を通して正規の保育時間以外にも保護者の希望により1日2時間以上の預かり保育を実施しているのは64園ある。これにより子育て支援の一端を担っていると考えられることから、幼稚園協会を通してこれらの経費の一部を補助している。	3	障害のある子どもの入園、共働き世帯の増加等により、特別支援教育及び預かり保育に対する需要が増加していることから、今後も継続して事業の実施及び推進を図る。また、平成23年度より新たに幼児教育相談員を配置し、巡回相談を実施することにより、私立幼稚園における障害のある子どもの受入の推進を図り、さらなる幼児教育の質の向上を図る。	拡充	●こども本部	●子育て支援課
	③ 幼・保・小の連携に向けた取組の促進	幼児期から学齢期への発達の連続性を踏まえ、子どもや保護者が安心して就学を迎え、小学校生活を送ることができるよう、幼稚園、保育所、小学校間の情報交換や連携の強化に向けた取組を進めます。	幼稚園教諭、保育所保育士、小学校教諭を対象にした、研修会を開催し、幼児期から児童期への円滑な接続を目的とした、意見交換や連携の重要性の共有化を図った。また、就学に向けての不安を軽減するために、保護者向けの研修会も開催した。	3	幼稚園、保育所、小学校間の情報交換や連携の強化に向けた研修を継続して行う。	同規模で継続	●こども本部	●子育て支援課
			幼保小実務担当者連絡会を年2回実施。 小学校教諭の保育実習研修(小学校の夏休み期間中 実習先21園) 学校授業参観10校、保育参観16園(幼稚園5園、保育園11園)が実施※実施期間5月から翌年3月 幼保小代表者連絡会(年2回実施) 幼保小連携研究校の授業参観及び報告会各1回実施。	3	民間施設は区を単位とした集まりがないため、「区」を単位とした事業実施について、理解と協力を得ていく必要がある。より一層の効果的・継続的な連携が必要である。	同規模で継続	●川崎区役所	●こども支援室
			平成22年7月末から8月末の期間に小学校教諭の公立保育園実習研修、平成22年10月末から12月に小学校授業参観と懇談、平成23年1月に幼稚園保育参観を実施し連携を図った。また、区内小学校と幼稚園、保育園による校長・園長連絡会を平成22年4月実施、実務担当者会議を平成22年5月実施した。区内幼稚園、保育園、小学校が一堂に会して、情報、意見交換や、交流をする中でお互いの理解が深まり、子どもの育ちの連続性の大切さを再認識することができた。	3	関係機関との情報交換等、継続的な連携が必要である。	同規模で継続	●幸区役所	●こども支援室
			幼児期から学齢期への発達の連続性を踏まえ、子どもや保護者が安心して就学を迎え、小学校生活を送ることができるよう、幼稚園、保育所、小学校間の連携の強化に向けて園長校長連絡会や実務担当者連絡会、又幼稚園、保育所職員対象の授業参観、懇談会や小学校対象の小学校教諭保育園実習研修を行い、幼保小の連携強化を図った。	3	幼稚園、保育所、小学校の連携事業の内容の充実を図り、より連携を強化していく予定である。	同規模で継続	●中原区役所	●こども支援室
			「代表者連絡会」年2回(5月・2月)、「園長・校長連絡会」年1回(7月)、小学校授業参観・懇談会(10月～12月)を実施した。また、今年度から新たに「実務担当者連絡会」年1回(10月)、小学校の職員による保育園実習研修(7月～8月)を実施した。	3	昨年度新たに計画した小学校の職員による保育園実習研修(7月～8月)については、実習場所を保育園だけでなく幼稚園等にも広げ、職員相互の理解をさらに進める。	拡充	●高津区役所	●こども支援室
			区内小学校教諭の保育園実習研修、幼保小実務担当者連絡会、小学校入学にむけた年長児童保護者の相談会、保育園・幼稚園年長担当者等の小学校訪問、園長・校長連絡会・代表者連絡、小学校・学校行事案内などを実施し、幼稚園・保育園と小学校の相互理解を深めた。	2	子どものスムーズな移行のため、幼・保小の連携がますます重要であることが確認され、相互理解、それぞれの役割や担い方について継続して協議が必要である。	同規模で継続	●宮前区役所	●こども支援室

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1) 幼児教育の充実	③ 幼・保・小の連携に向けた取組の促進	幼児期から学齢期への発達の連続性を踏まえ、子どもや保護者が安心して就学を迎え、小学校生活を送ることができるよう、幼稚園、保育所、小学校間の情報交換や連携の強化に向けた取組を進めます。	幼稚園・保育園教職員の小学校授業参観・行事参観・情報交換、小学校教諭の保育園実習を実施した。また実務担当者連絡会 代表者連絡会議開催し、課題の共有と連携体制の強化を図った。ちらい「生活リズムをつくりましょう」を作成し、区内小学校・関係機関へ配付する等情報発信を進めた。	3	区内全ての幼稚園、保育園、小学校へ参加を呼び掛け、連携体制の強化を図る。	拡充	●多摩区役所	●こども支援室
			園長校長連絡会(6月)、実務担当者会議(6月、1月)、小学校教諭の保育園実習研修(7月～8月)、幼稚園訪問(7月、11月)、小学校訪問(11～12月)などの会議や研修を実施することで、幼児の発達の様子や継続的な保育・教育のあり方について相互理解を深めることができた。	2	幼稚園、保育園と小学校という縦の関係に加えて、幼稚園と保育園という横の関係を築いていく必要がある。	同規模で継続	●麻生区役所	●こども支援室
	④ 幼児教育への支援	幼児教育に携わる教職員・指導者等に向けた講座や研修を実施することにより、幼児教育の充実を図ります。	幼稚園教諭、保育所保育士、小・中学校教諭などを対象にした、研修会を年3回開催し、支援を必要とする子どもへのかかわり方や家庭との連携、幼児期にかかわりのある機関への理解を深め、幼児教育の充実を図った。	3	幼児教育に携わる教職員・指導者などに向けた講座や研修を継続して行う。	同規模で継続	●こども本部	●子育て支援課
(2) 豊かな人間性の育成	● ①「かわさき共生・共育プログラム」の実施	豊かな人間関係を育む「かわさき共生・共育プログラム」を実施するなど、命の尊さや価値を知り、お互いの存在を尊重できる、こころ豊かな子どもを育成します。	「かわさき共生＊共育プログラム指導者用テキスト」の配付、各校に共生・共育推進担当者を設置するなど、共生共育プログラム完全実施に向け、環境整備を図りました。 ・各学校の教育課程への位置付けを推進(年間標準6時間) ・「各校推進担当者向け研修会の開催」「校内の研修会等への指導主事派遣」、等の周知啓発活動の充実	3	小・中・高等学校の連続した学びの中でプログラムで学んだことを定着、日常化を図ることが課題である。	同規模で継続	●教育委員会	●教育改革推進担当
	②いのち、こころの教育の推進	子どもが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きていく姿勢や、他者を尊重する姿勢を育みます。また、豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪を判断する力、基本的なしつけ等が身につくように家庭や地域と連携しながら、社会のルールを守る子どもを育成します。	新学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえ、道徳教育や総合的な学習の時間、特別活動等の内容の充実を目的とした授業展開を実施した。また、外部の人材の協力を得ながら、さまざまな体験活動(自然、社会、文化芸術等)及び探究活動を実施し、子どもたちがいのちの大切さに触れ、豊かな心を育むことをめざした。	3	学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や体験活動の充実を図るため、研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等について、継続的に改善に取り組み、新しい学習指導要領に基づく授業の在り方を検討していく。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	③ 人権尊重教育の推進	「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、これまで積極的に取組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるよう人権尊重教育を推進します。	川崎市人権尊重教育推進会議を開催し、教育関係者の多方面にわたる協力のもと各学校の主体的な人権尊重教育を支援するための取組みを進めた。「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、権利学習資料を作成配布し、自他の権利の尊重を学ぶ取組みを進めた。	3	教職員研修の機会を通し、人権尊重教育の推進を働きかけていく。権利学習資料が子どもたちにとって、より効果的な学習資料になるように検討を重ねる。	同規模で継続	●教育委員会	●人権・共生教育担当
(3) いじめ・不登校への対応	● ① いじめ・不登校等を生まない環境づくりと早期対応に向けた取組	教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの有効な活用、適切な相談機関との連携等、相談機能を充実し、早期発見・適切な対応を図ります。また、問題を学級担任だけで抱えず、組織で対応する体制づくりと、小学校と中学校の連携を推進します。	市立中学校51校全校にスクールカウンセラーを配置し、校内の教育相談の充実を図ってきた。また、教職員とスクールカウンセラーとが連携し、不登校生徒の家庭訪問をするなど学校復帰に向けた行動も見られた。小学校からの要請に対しては7名の学校巡回カウンセラーで対応するとともに、高等学校へは要請派遣と合わせて週1回定期的に派遣をしてきた。また、緊急を要する派遣についても迅速に対応できた。	3	いじめ・不登校を生まない環境づくりや早期の対応を行うには、学校とスクールカウンセラーの協力体制が不可欠であり、組織で対応する体制づくりを推進する必要がある。	同規模で継続	●総合教育センター	●教育相談センター
	② 不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実	不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや学習活動、体験活動、グループ活動等を組織的、計画的に行う教育支援センター(適応指導教室「ゆうゆう広場」)の充実を図ります。また、児童相談所やNPO法人、フリースペース等の関係機関と児童生徒の在籍校との連携により、子どもへの多様な教育機会の提供や相談機能の充実を図ります。	平成22年度は159名の通級登録があった。通級している児童生徒の学校復帰をめざし、体験活動、学習活動等を行い自尊感情を高めるとともに社会性の育成を図った。また、学校及び保護者との日常的な連携と合わせて連絡会を実施し、その結果2割以上の子どもが何らかの形で学校復帰を果たした。さらに、各広場の通級者増を緩和することと地理的に通いやすい環境を整備を図るため「ゆうゆう広場なかはら」を開設した。	3	不登校の児童生徒が安心して通える場所を確保するため、平成22年に「ゆうゆう広場なかはら」を開設し、市内5か所にゆうゆう広場を設置した。今後も広場の整備を進め、市内のどの地域からでも通いやすい環境を作っていくこと、また不登校に関係する諸機関との連携を強化し、不登校の未然防止・早期解決が課題である。	同規模で継続	●総合教育センター	●教育相談センター

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(4) 健やかな身体の育成	● ① 子どもの体力・運動能力の向上	体力測定等を行い、子どもの体力・運動能力等を定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行います。また、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけを行うことで、子どもの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。	小学校17校と中学校13校を指定して新体力テストを実施し、そのデータを分析し川崎市の児童生徒の体力・運動能力の実態や傾向を明らかにした。その結果、本市の児童生徒の体力・運動能力は、小学校期の柔軟性を除き、筋力、敏捷性、瞬発力、持久力等において、依然として全国平均を下回っていることが明らかとなった。そのため、地域スポーツ人材を指導補助者として活用するなど体育学習の充実を図るとともに、キラキラタイムや地区別運動会等の取組を充実させた。	3	体育学習の充実には、地域スポーツ人材を指導補助者として活用するだけでなく、教職員の指導法の充実と指導力のさらなる向上が求められる。そのため、教職員に児童生徒の体力・運動能力の現状把握と危機意識・課題意識をさらに進め、日常の体育学習の充実につなげていく必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●健康教育課
	② 学校における食育の推進	バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう「食に対する指導」を推進します。	各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体で「食に関する指導」を行い、学校給食実施校においては、学校給食を教材とした指導にも取り組んだ。また、各学校において食に関する指導の全体計画や年間指導計画の作成、校内の推進組織の構築等を推進するため「学校における食に関する指導の指導プラン(小学校)」の策定に取り組んだ。	3	「学校における食に関する指導の指導プラン(小学校)」を完成させ、各学校での取り組みを進める。また、中学校においては「弁当作り」を通じた取り組み等を行い、食育の推進を図る。	同規模で継続	●教育委員会	●健康教育課
(5) 確かな学力の育成	● ① 読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底	子どもが、生涯にわたって、学び続けるために必要とされる、読み書きや正確に計算する力などの、各教科における揺るぎない基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。	川崎市学習状況調査を実施・分析し、課題や授業の改善方法を市内の教員に周知した。また、教育課程研究会や教科研究会、指導主事による学校訪問を通じて、具体的な事例や注意事項を提示しながら指導助言を行うことで、教員の指導力の向上や授業の改善を図り、児童生徒の学習状況に応じた補充学習、発展学習等を全校で展開した。	3	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等について、継続的に改善に取り組み、新しい学習指導要領に基づく「確かな学力」を育む授業の在り方を検討していく。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	② 自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成	子どもが、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を発達状況に応じて行います。	川崎市学習状況調査を実施・分析し、課題や授業の改善方法を市内の教員に周知した。また、教育課程研究会や教科研究会、指導主事による学校訪問を通じて、具体的な事例や注意事項を提示しながら指導助言を行うことで、教員の指導力の向上や授業の改善を図り、学びを生かす課題や学習場面を工夫した授業を全校で展開した。	3	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等について、継続的に改善に取り組み、新しい学習指導要領に基づく「確かな学力」を育む授業の在り方を検討していく。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	③ 思考力・判断力・表現力等を向上させる学習指導の充実	子どもの思考力・判断力・表現力等を向上させるために、そのような力を活用する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。	川崎市学習状況調査を実施・分析し、課題や授業の改善方法を市内の教員に周知した。また、教育課程研究会や教科研究会、指導主事による学校訪問を通じて、具体的な事例や注意事項を提示しながら指導助言を行うことで、教員の指導力の向上や授業の改善を図り、学びを生かす課題や学習場面を工夫した授業を全校で展開した。	3	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等について、継続的に改善に取り組み、新しい学習指導要領に基づく「確かな学力」を育む授業の在り方を検討していく。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	④ コミュニケーション能力の向上	好ましい人間関係づくり等が図られるよう、自分の考えをまとめて相手に分かりやすく説明することや、相手の表情を見て、相手の話を聞き理解するなど、コミュニケーション能力の一層の向上を目指した取組を展開します。	川崎市学習状況調査を実施・分析し、課題や授業の改善方法を市内の教員に周知した。また、教育課程研究会や教科研究会、指導主事による学校訪問を通じて、具体的な事例や注意事項を提示しながら指導助言を行うことで、教員の指導力の向上や授業の改善を図り、各教科等における表現活動やコミュニケーション能力の育成を重視した授業を全校で展開した。	3	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等について、継続的に改善に取り組み、新しい学習指導要領に基づく「確かな学力」を育む授業の在り方を検討していく。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	⑤ 学習状況調査の実施	子どもの学習状況を正しく把握し、子ども一人ひとりにあった学習方法をアドバイスし、指導方法の改善等に生かすために学習状況調査を実施します。	小学校5年生を対象に国語、算数の学習状況と学習意識調査を併せて実施した。(H.22.5.11) 中学校1～3年生を対象に国語、社会、数学、理科、英語の学習状況調査を実施し、さらに2年生を対象に学習意識調査を併せて、悉皆調査を実施した。(H.22.11.9)	3	知識・技能を活用する力を測る問題の質の向上を図る。 また、調査結果を指導方法の改善等に生かせるように、報告書をより読みやすいようにする工夫を図る。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(5) 確かな学力の育成	⑥ 少人数学級等の推進	学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の定着、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とするなど、よりきめ細やかな指導ができる体制づくりを推進します。	小学校1年生における少人数学級(35人以下)等の少人数指導の実施のため、37校に市費非常勤講師を配置した。その結果、多くの学校で児童が、基本的な生活習慣を身に付け、望ましい学級集団の中で過ごすことができた。	3	学習指導・児童指導の充実のため、少人数指導を推進していく。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	⑦ 少人数指導などきめ細やかな学習指導の推進	基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導等を推進し、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めます。	小学校1年生における少人数学級(35人以下)等の少人数指導の実施のため、37校に市費非常勤講師を配置した。その結果、多くの学校で児童が、基本的な生活習慣を身に付け、望ましい学級集団の中で過ごすことができた。	3	学習指導・児童指導の充実のため、少人数指導を推進していく。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	⑧ 私立中学校・高等学校への支援	教材費の補助等を通じて、特色ある教育を行っている私立中学校及び高等学校への支援を実施します。	市内にある私立中学校及び高等学校等に対し研修費や教材教具等にかかる経費について補助した。	3	継続実施をしていくとともに、補助対象経費について明確化することで、適切な支援を実施する。	同規模で継続	●こども本部	●子育て支援課
(6) 地域の教育力を生かした特色ある学校づくり	● ① 各区教育担当の学校運営支援	各区に設置した教育担当が、区・こども支援室と連携しながら、各区における学校と地域社会の連携強化や学校現場へのきめ細やかな対応など学校運営支援を推進します。	全7区で11,410件の教育相談や事件・事故対応等を含めた学校運営全般に対するきめ細やかな支援が図れた。 学校運営の質を高めるための自己評価等の学校評価システムが全校に構築された。 学校施設の有効活用を推進するために新たに小・中学校21校で26ヶ所の特別教室等を地域に開放した。 全7区に区・学校支援センターを設置し、地域や退職教職員、大学生などの学校支援者リストの拡充、紹介などの学校支援体制の構築を進めた。 区・教育担当とこども支援室が連携し、幼・保・小連携推進事業や地域の大学の大学との連携による学校支援事業など、全7区で18事業の総合的なこども支援を推進することができた。	3	今日的な教育課題は、地域の実態や環境と密接に関連している。したがって、行政区ごとに地区校長会議、区PTA協議会、区地域教育会議、地区学校警察連絡協議会等、地域の教育関連機関との情報連携をより深めていくことが大切になってきている。さらに、これまでの各種教育相談はもとより、各区のこども支援室と連携し、トータルなこども支援施策を一層推進させることも重要である。	拡充	●教育委員会	●指導課
	② 地域に開かれた学校づくりの促進	学校の裁量権の拡大や学校評価システムの導入など、学校が自主的・自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕組みを整備します。	各学校は、地域に開かれた特色ある学校づくりをめざして、教育目標や教育計画等を保護者や地域に公表・説明するとともに、その実現状況について自己評価等を行い、各学校の実態に沿った教育活動の充実・改善につなげた。(PDCAサイクルに基づく学校評価の実施と評価結果の公表 100%)	3	各学校が、自己評価に加えて学校関係者評価を含めた学校評価の工夫・改善を通して、信頼される開かれた学校づくりや全教育活動の一層の充実・改善を図れるよう、区・教育担当を中心に関係部署が連携し、きめ細やかな学校支援を行っていくことが課題である。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	③ 地域の資源を活用した教育の推進	学校教育に地域の人材やNPO法人・企業を積極的に活用することや、学校支援センターによる支援により、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもに伝え、活力ある教育活動を展開します。	区・教育担当のもとに、21年度モデル3区に設置した区・学校支援センターを全市7区に拡充設置して、各学校の要請に応じて地域の人材や企業、団体等を紹介したり、新たな人材の発掘やセンター間等のネットワークの構築を進めたりと、学校の教育活動の活性化を図った。	3	新たな人材の発掘や既存のボランティア団体・企業等との連携ならびにセンター間のネットワークの充実を図る。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	④ 商店街や企業等との連携による職業体験活動(就労体験)の推進	地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、また、商品や技能を活用した出前講座などを実施することを通して、子どもに社会性や望ましい職業観、勤労観等の意識を育てていきます。	市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、それぞれの職業のプロを講師として招聘し、仕事の魅力や日々の業務などを紹介する取り組みを行った。また、概ね5日間の職場体験活動を実施した。	3	個々の児童生徒の適性に合わせた体験学習の実施や小学校・中学校・高等学校の系統的な指導をめざしていく。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	● ⑤ コミュニティ・スクールの推進	保護者や地域住民が校長や教職員と一体となって、学校運営に取組むコミュニティ・スクールを各々に設置するとともに、コミュニティ・スクールに指定された学校の取組成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携してよりよい教育の実現に取組みます。	学校と地域が一体となったさまざまな活動が、より活性化するよう各コミュニティ・スクール指定校の運営を継続して支援し、8校の連絡会を開催した。また、コミュニティ・スクールの取組状況を他の学校へ周知し、全体の教育活動の活性化につながるよう、各8校の取組状況をまとめたパンフレットを作成した。	3	コミュニティ・スクール指定校への支援を引き続き行いながら、他の学校へ取組成果をさらに波及させていく。	同規模で継続	●教育委員会	●企画課
	⑥ 読書のまち・かわさき関連事業の推進	子どもから大人までが読書に親しむため、学校、地域、家庭でのさまざまな読書活動に取組むことができる読書環境の整備を進めます。	小学校・中学校・高等学校15校において、学校図書館を土曜、日曜、長期休業期間中地域に向け開放し、そのうち11校において図書貸し出しを実施した。また、「かわさき読書週間」(10月31日～11月14日)を設定し、「かわさき読書の日のついで」(11月7日)を実施したり、「かわさき子ども読書100選(中学生版)」を中学校1年生全員に配布したりするなど、子どもの読書活動の普及啓発活動を行った。	3	「子ども読書活動推進計画(第2次)」に基づき、引き続き子どもの読書活動への理解を広めるため、家庭への普及広報や地域との連携を推進し、子どもたちの豊かな心の育成をめざしていく。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(6)地域の教育力を生かした特色ある学校づくり	⑥読書のまち・かわさき関連事業の推進	子どもから大人までが読書に親しむため、学校、地域、家庭でのさまざまな読書活動に取組むことができる読書環境の整備を進めます。	学校図書館を土・日曜日、長期休業期間を中心に、小・中・高15校において地域に向けた開放を実施し、そのうち11校においては図書の出貸を行った。「かわさき読書週間」を設定(10月31日～11月14日)し、「かわさき読書の日のついで」(11月7日)を実施するなど、子どもの読書活動の普及啓発活動を行なった。また、「かわさき子ども読書100選(中学生版)」を中学校1年生全員に配布した。	3	「子ども読書活動推進計画(第2次)」に基づき、引き続き子どもの読書活動への理解を広めるため、家庭への普及広報や地域との連携を推進し、子どもたちの豊かな心の育成を目指していく。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課
	⑦小中連携・中高一貫教育の推進	義務教育期間の9年間や中学校・高等学校の6年間など長期的な視点で教育活動の展開を図ること、教育課程や学習環境、学校生活に連続性を持たせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を実施します。	各中学校区に連携教育推進協議会を設置し、組織的・継続的な連携体制を整備するとともに教職員のかかわりや児童生徒の交流などを促進した。外国語活動または芸術教科での連携教育の推進を各7中学校区で実践し、9年間を見通した外国語活動・英語科または図画工作科・美術科のカリキュラム開発研究を進めた。中高一貫教育校の推進については、6年間のゆとりある学校生活と計画的・系統的な教育活動を実施するための学習基本計画の検討を進めた。	3	各中学校区に設置した「連携教育推進協議会」を核とした小中連携教育の一層の活性化を図るとともに、モデル7中学校区のカリキュラム開発研究の成果の共有化を進める。中高一貫教育校開設に向けて、基本構想をもとに、学習基本計画案の作成や教材開発の研究を進める。	同規模で継続	●教育委員会	●教育改革推進担当
	⑧市立高等学校の再編整備の推進	社会状況の変化に伴う新たなニーズに対応するため、川崎高校を中高一貫教育校とし、併せて二部制定時制課程を設置し、生徒にとっての新たな選択肢も提供できるようにするなど、市立高等学校の再編整備を推進します。	川崎高校改築基本設計については、学校及び関係部局との連絡・調整を図り、方針をまとめた。中高一貫教育校・二部制定時制課程の開設に向けて準備を進めるとともに、商業高校定時制の移管及び川崎総合科学高校の学科改編については、基本的枠組み及び教育課程編成の調整等、学校の取組を推進、支援した。	3	川崎高校改築実施設計及び仮設校舎・改築工事期間における円滑な学校運営・教育活動に関する連絡・調整に取組むとともに、中高一貫教育校及び二部制定時制課程の教育活動に関する指導計画等の検討を進める。	同規模で継続	●教育委員会	●教育改革推進担当
(7)特別支援教育の推進	①小・中・高等学校等における特別支援教育の推進	小・中学校における特別支援教育の推進のために、通級指導教室の拡充や巡回相談システム等の整備及び児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援体制を充実します。高等学校においては、校内体制の整備や特別支援教育コーディネーターの研修を充実します。また、従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、支援体制を充実します。	小・中学校における特別支援教育コーディネーター養成研修受講修了者数83名、巡回相談167件、巡回指導264件、通級指導教室(LD・ADHD通級指導教育小学校1校、中学校1校)新設、特別支援教育サポート事業 サポーターの配置100名分(実績：小・中学校143校に配置)	3	特別な支援を必要とする児童・生徒の増加や障害の多様化への対応が必要である。また、小学校通級指導教室(多摩区・麻生区)の狭隘化への対応や中学校通級指導教室(北部：LD・ADHD)の新設に向けた取り組みを行う。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	②特別支援学校における機能拡充と特色ある学校づくり	特別支援学校は、地域の小・中学校等を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、特別支援学校を中心とする支援地域におけるネットワーク体制づくりを進めます。また、複数の障害に対応する特別支援学校の体制整備についても、検討を行います。	サポートノートの普及を図るとともに、関係機関との連携協議会において、就学前から卒業後までの、サポートノートの活用による一貫した相談支援体制ができるよう協議を進めた。特別支援学校再編整備検討委員会の検討に基づき、聾学校校舎内に養護学校高等部分教室を開設した。再編整備検討委員会の検討により、重複障害特別支援学級の今後の方向性について確認し、最終報告をまとめた。	3	関係機関との連携協議会において、サポートノートの活用による一貫した相談支援体制の構築に向け引き続き協議を進める。養護学校高等部分教室と聾学校のあり方について検討を進める。重複障害特別支援学級の養護学校小学部移行に向けた準備を進める。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
(8)教育環境の整備	①義務教育施設等の計画的整備	安全で快適な教育環境を提供しながら地域資源として学校を有効活用するため、学校の適正規模・適正配置を踏まえて、義務教育施設等の計画的整備を行います。	安全で教育環境を確保するために、改築及び大規模改修による耐震化に着手した。快適な教育環境を提供するために、小・中学校のトイレの環境改善のための改修を実施した。情報教育の推進を図るため、普通教室等への校内LANを整備するとともに、普通教室用コンピュータの整備を進めた。	3	安全で快適な教育環境をより多くの学校で提供できるよう、学校施設整備に係る国庫支出金の国の動向を踏まえながら、必要な財源対策を行う必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●教育環境整備推進室

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(8)教育環境の整備	● ②適正規模・適正配置の検討	児童生徒数の増減に地域差があり、学校ごとのクラス数に差が生じてきているため、社会・地域の実情に考慮し、良好な教育環境を維持できるようにするなど、学校の適正規模・適正配置の検討を引き続き進めます。	白山小学校・王禅寺小学校の統合に伴う大規模改修を継続実施した。 桜本小学校・東桜本小学校を統合し、さくら小学校を開校した。 さくら小学校の開校に伴い、大規模改修に着手した。 子母口小学校については、東橋中学校との合築整備方針に変更決定した。 児童生徒増加地域における開発状況を調査し、児童生徒数の長期推計に基づく対応策の検討を行った。 特に子どもの増加が著しい武蔵小杉駅周辺地区では、良好な教育環境を確保していくため、日本医科大学との義務教育施設設置に向けた基本合意を締結した。また、宮前区犬蔵及び麻生区万福寺において、児童増加対策として通学区の変更を実施した。	2	さくら小学校の開校に伴う大規模改修を継続して推進する。 子母口小学校と東橋中学校との合築整備に向けた取り組みを推進する。 児童生徒が増加している学校の対応策を検討し、計画的に実施する。 特に子どもの増加が著しい武蔵小杉駅周辺地区では、良好な教育環境を確保していくため、小学校の新設に向けた取り組みを推進する。 *本施策は、川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画策定における事務事業の見直しを行い、次年度以降は、「児童生徒増加対策事業」として取り組むこととした。	同規模で継続	●教育委員会	●企画課
(9)若者の自立支援	● ①子ども・若者育成支援推進法に基づく環境の整備	ニート等困難を抱える若者の自立を支援するため、子ども・若者支援推進法に基づくネットワークの構築と自立までの支援体制の整備を推進します。	各局個別で実施している事業の連携や関係強化を図ることを目的に、子ども・若者育成支援連絡会議を、準備会を2回開催後、平成22年5月に設置した。 また、特に連携が必要な事務局同士の情報交換や課題共有を目的とした事務局会議を4回開催し、その結果を平成23年3月の連絡会議において報告する予定であったが、東日本大震災の影響で延期となった。	3	延期となっていた連絡会議を早期に開催するとともに、係長級の部会を立ち上げ、関係機関との連携強化に向けた取り組みを推進する。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
	● ②若年者の就業支援の実施	若年者の職業的自立を目指し、若者の置かれた状況に応じた個別・継続的な総合就業支援(相談、カウンセリング、研修、職業紹介等)を実施します。	平成22年7月に若者の職業的自立支援のための総合相談窓口「かわさき若者サポートステーション」を開設した。開設から平成23年3月末までに、265名の若年者や保護者が利用者登録を行い、1976名の若年者や関係者が来所した。厚生労働省の委託事業との連携により、自立や就労に支援が必要な若年者の相談業務(常時)や職業意識啓発のための職場体験(3回開催)、保護者向けのセミナー(2回開催)等、若年者の職業的自立支援事業を実施した。	3	相談業務、職場体験、保護者向けセミナー等の事業を継続して実施するとともに、臨床心理士による心理相談、学校教育との連携等、新たな取り組みを実施する予定である。	拡充	●経済労働局	●労働雇用部

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

### 3 遊びや体験の場の整備

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1) 子どもの遊びと健全育成の推進	● ①こども文化センターの整備	こども文化センターが、中学生や高校生の居場所とし、より利用しやすくなるよう整備を推進します。また、玉川・菅生・日進町こども文化センターについては、老朽化に伴う建替えを推進します。	夜間時間帯(午後6時から午後9時まで)の中学生・高校生の利用は、68,717人であった。また、中学生・高校生の居場所づくりの一環として整備した音楽室の利用状況については、南河原こども文化センター654団体・1,631名、宮崎こども文化センター475団体1,030名、白山こども文化センター682団体1,896名であった。	3	中学生・高校生の利用促進については、施設整備を含め、広報等で周知を図る必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
	②アスкулによる利便性向上	放課後、小学校から直接こども文化センターへ来館し、利用できるアスкулにより利用の利便性を図り、仲間づくりの促進と活動の場の提供に努めます。	平成22年度の利用数は、年間6,246名であった。	3	こども文化センターによって、利用が全くないところもあり、将来的なあり方についての検討が必要である。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
	● ③わくわくプラザの充実	放課後、学校施設を利用し、子どもに遊びの場を提供するとともに、仲間づくりを促進するわくわくプラザを充実します。	狭あい施設解消・児童数増加・小学校の改築及び新設による4か所(宮前、幸町、上丸子、菅生及び王禅寺中央小学校わくわくプラザ)整備を、また、次年度以降の整備に向け2か所(さくら及び中原小学校わくわくプラザ)の実施設計を行った。平成22年度登録者数は、27,923人(うち1~3年生で保護者就労等登録者数は、10,883人)であった(平成22年4月1日現在)。	3	児童数の増加している施設の狭あい解消のための整備及び学校改築等による整備が必要となっている。また、放課後こどもプランにおける放課後子ども教室実施による学びの場の充実に向け検討が必要となっている。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
	④子育て支援・わくわくプラザ事業の実施	保護者の就労等の理由により、午後6時までにお迎えが困難な場合に、午後7時まで小学生の居場所及び安全を確保するための「子育て支援・わくわくプラザ事業」を実施します。	平成22年度の延べ登録者数は、21,293名であった。	3	引き続き、小学生の居場所及び安全を確保する事業を実施する。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
	⑤街区公園の整備	子どもが歩いていける範囲に街区公園などの身近な公園の整備を推進します。	身近な公園を4箇所整備した。	3	引き続き、身近な公園の整備を推進する。	同規模で継続	●建設緑政局	●公園緑地課
	⑥大規模公園等の整備	里山の自然環境など立地特性を生かした個性と魅力ある大規模公園や緑地づくりを推進します。	大規模公園緑地(等々力緑地、生田緑地、菅生緑地)の整備、及び用地取得(生田緑地、菅生緑地)を行った。	3	引き続き、大規模公園緑地の整備を推進する。	同規模で継続	●建設緑政局	●公園緑地課
	⑦リフレッシュパーク事業の推進	老朽化した近隣・地区公園の整備計画を市民との協働により策定し、新たな公園に再生するリフレッシュパーク事業を推進します。	御幸公園の整備に向けて、国のスーパー堤防事業に関して国と調整を行った。小田公園について、次年度からの整備に向けた整備設計を実施した。	3	引き続き、御幸公園、小田公園のリフレッシュ化の取り組みを進める。	同規模で継続	●建設緑政局	●公園緑地課
	⑧子ども夢パークの充実	子どもが学び、遊び、つくり続ける施設であり、子どもの居場所としての機能を持つ「子ども夢パーク」において、スタッフの育成などを進め、より広範な利用促進に努めます。	子ども夢パークは、他の青少年教育施設とともに指定管理者制度を導入している。仕様書において、スタッフの資質向上、人権等に関する研修を実施することとして、施設の設置目的にそった運営がなされるよう配慮してあり、事業報告書等により、事業の実施状況を評価し、必要に応じて、指導・監督していく。	3	引き続き、研修時間の確保、研修内容の多様化により、子どもの権利を保障するスタッフとしての資質向上に努める。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
	⑨子どもが安全に遊べる公園の維持管理	身近なところで子どもの安心・安全な遊び場を確保するため、地域住民が主体となって維持管理する公園を増やしていきます。	市民協働事業により、町会自治会等に公園の簡易な維持管理や利用調整等の管理運営をお願いする協議会制度への加入を推進している。平成22年度は40公園が新規加入した。現在まで市内合計479公園(平成22年度設置目標数:600公園)についての協力があり、良好な景観の維持や安全・安心な公園づくりの一端を担っている。	4	ボランティア活動の主旨や目的の理解を図るため、管理運営協議会未設置公園に出向き、パンフレットの掲示や市民に広報物の配布を行い、更なる広報に努める必要がある。	同規模で継続	●建設緑政局	●公園管理課
	⑩障害のある中高生への日中一時支援	障害のある中高生の放課後や長期休暇中の余暇活動の支援を行いながら、社会に適応する日常的な訓練を行うため、障害児タイムケアモデル事業を実施します。	22年度に幸区内に1か所事業所を新規設置したことにより、市内全区において月曜日から土曜日までのサービス提供体制が整った。	3	放課後支援ニーズの高まりへの対応、及び平成24年度施行の改正児童福祉法の動向を踏まえながら、平成23年度において事業のスキームの見直し及び拡充を検討する。	同規模で継続	●こども本部	●こども福祉課
(2) 自然体験学習等の推進	①学校における体験活動の充実	青少年教育施設等において、子どもの自然とのふれあいや野外活動の体験、仲間づくりなどを促進します。	八ヶ岳少年自然の家において、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活を体験させることにより、自然と人間とのふれあいをとおして、心身ともにたくましい児童生徒の育成を図った。平成22年度は小学校113校、中学校51校、特別支援学校にて実施した。実施学年は小学校5年生と中学校1年生。	3	生活体験等地域社会に密着した体験活動の機会を豊かにすることが課題となっているので、本事業をさらに推進して教育活動全体の発展へつなげていけるようにしていく。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	②青少年団体宿泊研修の充実	青少年の家、八ヶ岳少年自然の家における青少年団体宿泊研修を通じて、青少年の社会性や豊かな人間性を育み、心身ともに健全な青少年の育成に努めます。	団体宿泊による青少年教育施設として、青少年教育団体の受け入れとプログラム支援を行うとともに、八ヶ岳少年自然の家においては、市内小・中学校の「自然教室」の受入れを行った。	3	施設の設立目的が充分活かされ、かつ利用促進が図られるようにする必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属	
(2) 自然体験学習等の推進	③青少年科学館の活動の充実	青少年科学館において、プラネタリウムによる天文学学習や、地層や植物の自然観察・科学実験などの各種学習・教室を開催します。	プラネタリウムの観覧者数38,963人、地層・林の観察6,245人、野外観察会972人の参加があった。	3	新館のオープンに向けて事業の見直しが課題となっている。 工事の進捗に伴い休館(10月～3月)が予定されているため、事業が縮小となる。	縮小	●教育委員会	●青少年科学館	
	④夏休み親子工作教室の開催	各地域において夏休み親子工作教室を開催し、創作活動を通して、親子のふれあいと子どもの創造性を育みます。	市内81小学校において、PTA、学校、行政の協働により「夏休み親子工作教室」を実施し、21,762人が参加した。次年度から、技術指導にあたる各地域の建設・建築関係団体が主体となって、PTAとの共同による自立した民間事業として発展させていくことを確認した。	3	事業の自立化にあたって、これまで行政が担ってきた事務局機能をどのように引き継ぐか、及び今後の行政の関わり方について、23年度中に整理する。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課	
(3) 文化・芸術活動の推進	①文化・芸術施設における体験機会の提供	市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園において、芸術、文化、美術、伝統、歴史などに触れ、体験する機会を提供します。	川崎市の地域史の理解に重要なニヶ領用水について、博物館展示室の資料の見学や、実際の道具を体験するプログラムを市内小学4年生を対象に実施。市内91小学校、9,221名参加した。学校から市民ミュージアムまでバス(近隣校徒歩)で結び、午前9時半から午前11時半(午後は、1時半から3時半)まで学習し、給食時間に間に合うように帰校する移動教室を実施した。	3	参加希望校は90校を超えており、各学校との日程調整が大変難しい。早めの希望調査を実施し、日程調整を綿密に行う必要がある。その際には、秋の校外学習シーズン以外の時期や、午後の実施を促すなど、希望が分散するよう働きかける。	同規模で継続	●市民・こども局	●市民ミュージアム	
			小中学校の児童・生徒の団体見学を受け入れ、岡本太郎の人生、作品及び現代芸術に触れる機会を提供した。 小・中学校 108校 10015人 川崎市内小・中学校 63校 69団体 7643人 前年度と比べ更に増加している。	3	市内小・中学校の来館増加	拡充	●市民・こども局	●岡本太郎美術館	
			わら細工・竹細工・織機り・藍染の体験・親子体験講座の開催の他、「むかし遊び」、「お正月」「お月見しよう」「実演「大工仕事」と体験「こども大工入門」」「むかし話」「お茶会」等参加・体験型の催しを行った。また、小学校を対象にした大八車・石臼(粉ひき)・井戸水汲み・天秤棒担ぎの学校体験学習を受け入れた。	3	今後も継続していく。	同規模で継続	●教育委員会	●日本民家園	
	●	②子どもの音楽活動の促進	子どもの音楽活動を促進するため、音楽の祭典、オーケストラ鑑賞、地域の音楽家との交流などを推進します。	平成22年9月に小学生・中学生を対象に子どものためのオーケストラ鑑賞を行った。平成23年1月には子どもの音楽の祭典を行い、小・中・高校生に音楽活動の発表の場を設けた。また、市内中学生によるジョイフルバンドを募集・結成し、練習の成果を発表した。そのほか事業の一環として「地域に開かれた子どもの音楽活動」の推進を行い、地域の音楽家や音楽大学を招き、学校の特色を活かした活動を実施した。	3	今まで実施してきた事業内容を振り返り、結果や成果を踏まえた改善を進める。平成23年度は「ジュニア音楽リーダー育成事業」を新規に実施し、より多くの学校に音楽活動推進の機会を作っていく。	拡充	●教育委員会	●指導課
		③市立図書館の活動の充実	お話のおもしろさ、本を読む楽しさを体験できるように、市立図書館において、幼児や小学生を対象におはなし会を開催し、子どもと本との出会いを促進します。	各市立図書館では、職員及びボランティアグループによるおはなし会等を実施した。また、「かわさき読書週間」(10月31日～11月14日)においては、各市立図書館で子どもためのおはなし会や、リサイクル本の配付のほか、読書に関するイベント・展示等の取組を行った。「かわさき読書の日のつどい」(11月7日)において、作家による講演と小学生とのディスカッションを実施した。また、川崎フロンターレと連携し、市立小中学校及び市立図書館において選手の読み聞かせの実施や、選手お薦めの一冊のリーフレットの配付をした。	3	「子ども読書活動推進計画(第2次)」に基づき、地域との更なる連携や、読書の楽しさを広めるための普及広報活動が必要である。	同規模で継続	●教育委員会	●生涯学習推進課
	④子どもの読書習慣の醸成	学校図書館の充実と有効活用を図るため、学校図書館ボランティアの育成や市立図書館との連携を推進し、子どもの読書習慣を育みます。	学校図書館コーディネーターは、各学校を巡回訪問して、図書館の環境整備、読書活動の工夫等について、司書教諭や図書ボランティアへの支援・助言等を行った。図書ボランティア支援としては、各区において学校図書館コーディネーターが企画した図書ボランティア研修会7区合計で26回開催した。全市図書ボランティア研修会は、市民にも呼びかけ2回開催した。各学校に対しては、市立図書館と連携して、システムの研修会等を実施した。	3	各区3名体制とした学校図書館コーディネーターの巡回訪問を一層充実させる。また、図書ボランティア研修会や学校向け研修会の内容を吟味し、よりニーズに合ったものにする。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課	

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(4)スポーツ活動の推進	● ① 総合型地域スポーツクラブの育成	各区に1か所以上の総合型地域スポーツクラブの設立を目指し、未設置区における準備組織設立に向けての取組を進めるとともに、既設の総合型地域スポーツクラブを育成し、子どもの健康・体力づくりや世代間交流を促進します。	概ね区単位を対象地域として活動している既存の5クラブに加え、中原区を中心としつつ、市内全域での活動を目指す「かわさきスポーツドリーマーズ」が平成23年3月に設立され、6クラブとなった。球技やニュースポーツなどが行われており、子どもの体力作り、健全育成を担うとともに、コミュニティ活動の核となり地域に根ざしたスポーツ振興を図っている。	3	川崎区と宮前区において活動しているクラブ設立準備組織の活動を支援し、23年度の各区1クラブ設立とする予定である。	拡充	●市民・こども局	●市民スポーツ室
	② スポーツセンター等における機会の提供	地域や関係機関との連携を強化し、スポーツセンター等において、子どもがスポーツに親しむ場やスポーツを通じて親子がふれあう機会を提供します。	多摩区のスポーツ拠点として、多摩スポーツセンターがオープンし、市内7区にスポーツセンターが揃った。各施設では乳幼児・子ども向けのスポーツ教室とともに、ふれあい体操、フィットネスなど親子スポーツ教室が行われており、子どもが運動に親しみ、スポーツの楽しさを体感する場や機会を提供している。	3	平成23年度から第2期の指定管理となり、管理者が変更となる施設もあるため、各地区の市民ニーズに対応しながら柔軟な施設運営とサービス展開を行っていく必要がある。	同規模で継続	●市民・こども局	●市民スポーツ室

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり

1 子育てに配慮した住宅の整備

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1) 子育てに配慮した民間住宅の普及推進	①ファミリー向け賃貸住宅の供給促進	不足しているファミリー向け賃貸住宅の供給を誘導するため、住み替えを希望する高齢者持ち家世帯の住宅を有効活用し、子育て世帯が子育ての一定期間、負担可能な家賃で利用できるような定期借家戸建賃貸住宅等の普及方策について検討します。	子育て世帯への適切な規模の賃貸住宅供給や、高齢者世帯等の住生活の改善・住宅ストックの有効活用を図るため、第5次川崎市住宅政策審議会において、高齢者と子育て世帯による地域内の住替え循環について審議を行い、関係機関との連携などについて答申を受けた。	3	地域内の住替え循環の促進のためには、住替えを希望する高齢者等へのサポートが不可欠である。この要請に応えるための住替え相談体制の整備には、適切なニーズ把握や住替え先の情報整理、事業者との協力関係等が必要であり、作業や協力関係の構築に時間を要する。	同規模で継続	●まちづくり局	●住宅整備課
	● ②子育てに配慮したマンション等の普及方策の検討	子育て世帯に適した居住環境を確保するため、事業者や管理組合等に対し、「川崎市子育て等あんしんマンション認定制度」を普及・啓発し、子育て世帯等に配慮した民間住宅の普及に努めます。また、集居室を子育て仕様として整備した場合に、費用の助成や希望する認定マンションに子育て相談員を派遣します。	使いやすい制度となるよう事業者の意向と子育て世帯へのニーズ、他都市への制度調査等を行い、関係局と調整して要綱等の改正を行い、制度の改正周知に努めた結果、認定が1件あった。また、他局等の関連イベントでちらしの配布を行い、普及・啓発に努めた。	3	新築マンションの事業者、既存マンションの管理組合への機会を捉えた制度周知が必要。また、子育て世帯へも一層の制度周知が必要である。	同規模で継続	●まちづくり局	●住宅整備課
(2) 特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進	①特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進	特定優良賃貸住宅等について、子育て世帯が利用しやすいよう、入居機会の拡大と家主(認定事業者)への助成を通じた入居者負担の抑制を図ります。	18歳未満の同居者がいる子育て世帯に対し、引続き、入居収入要件の緩和や配慮入居等により、入居機会の拡大を行っており、子育て世帯の入居割合は市内平均2割のところ、特定優良賃貸住宅へは約6割となっている。また、他局の情報紙への記載や各区関連イベント等でパンフ配布等の周知を行った。なお、関係局との連携による入居者へふれあい子育てサポートパンフレット配布を行ない、住宅の子育て環境の整備に努めた。	3	世帯収入の伸びない中、中堅所得の子育てファミリー世帯がより利用しやすくなるよう、いっそうの入居収入基準の緩和を図る必要がある。また、合わせて、事業者の協力により、入居者負担額抑制の誘導を行う必要がある。	同規模で継続	●まちづくり局	●住宅整備課
(3) 市営住宅の入居システムの工夫	● ①市営住宅の入居システムの工夫	子育て世帯の入居機会の拡大を図れるよう、定期借家などについて検討を行います。	今後の市営住宅制度のあり方について、川崎市住宅政策審議会において検討を行う中で、子育て世帯の一定数の入居を確保するため、公募の際に困窮度評価の対象とすることや優先区分を設けることなどについて検討を行った。	3	困窮度評価を優遇倍率に置き換えるため、平成23年度中に開発予定の市営住宅総合管理システムの機能の一部に追加し、ファミリー世帯も対象としたポイント制度を導入していく必要がある。また、優先区分については他の入居者との公平性を確保しながら対象者の基準を定める必要がある。	同規模で継続	●まちづくり局	●住宅管理課
(4) 健康で安全な居住環境の推進	①健康リビング推進事業の充実	住居内における健康上の危害の発生予防や快適で安全な居住環境の確保を支援するため、情報提供や啓発活動、市民相談等健康リビング推進事業を充実します。	各区役所保健福祉センター衛生課において市民からの相談等(相談件数1225件)に対し、解決のための助言を行い、必要に応じて簡易検査等を実施した(窓口検査総数55件、検査住宅数68件)。また、妊婦等に乳幼児と住居環境等について衛生教育を実施した(84回、3479人)。また、川崎市シックハウス対策会議の事務局として室内化学物質の濃度測定を進めるとともに、川崎市ホームページに測定結果等を公表した。	3	居住環境に起因する健康被害の予防には、市民への正しい知識の普及啓発が重要であることから、より効果的な手法を検討する必要がある。また、市有施設でのシックハウス対策として、川崎市有施設シックハウス対策ガイドラインの浸透を図り、それに基づいた対策が実施されるよう働きかける必要がある。	同規模で継続	●健康福祉局	●健康安全室

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

## 2 安心して外出できる環境の整備

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	※達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)福祉のまちづくりの推進	● ①福祉のまちづくりの推進	市民にやさしいまちづくりを進めるため、「川崎市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいた建築物や道路、公園等の整備を進めるなど、福祉のまちづくりを推進します。	指定施設について事前協議を実施し、公共的施設のバリアフリー化の普及を促進した。	3	不特定多数の人が利用する公共的施設について、より多くの施設がバリアフリー化されるよう、福祉のまちづくり条例の考え方についての普及・啓発が必要である。	同規模で継続	●まちづくり局	●企画課
(2)授乳コーナーやベビーベッドの設置促進	①授乳コーナーやベビーベッド設置への働きかけ	子ども連れでも安心して外出できるよう、公共的施設における授乳コーナーやベビーベッドの設置促進に向けた働きかけを行います。	公共的施設への授乳コーナーやベビーベッド設置を基準とする川崎市福祉のまちづくり条例の普及・啓発をパンフレットやホームページを利用して行った。	3	より多くの公共的施設に授乳コーナーやベビーベッドが設置されるようにするために、福祉のまちづくり条例の普及・啓発を行う上での工夫が必要である。	同規模で継続	●まちづくり局	●企画課
	②子ども連れに配慮した施設情報の提供	子ども連れに配慮した設備を整備した公共的施設をホームページや子育てマップ、周辺案内図等で紹介する取組を進めます。	かわさき子育てガイドブックに掲載されている施設に対し、授乳やおむつ替えができる可否について調査を実施し、その結果を平成23年度かわさき子育てガイドブックに掲載するとともにホームページ上でも公表を行い情報提供を図った。	3	引き続き、情報提供の充実を図れるよう子育てガイドブック等の媒体を活用し、情報提供手段の拡充について検討を進めていく。	同規模で継続	●こども本部	●子育て支援課
(3)バリアフリー化の推進	● ①バリアフリーのまちづくりの推進	鉄道駅を中心とした一体的なバリアフリーのまちづくりを推進します。	平間・向河原・武蔵小杉駅、梶が谷・宮崎台駅及び生田・読売ランド前・百合ヶ丘駅周辺地区においてバリアフリー推進構想を策定した。	3	平成18年12月20日に施行された「バリアフリー新法」や、平成19年3月に策定した「バリアフリーのまちづくり推進ガイドライン」をふまえたバリアフリーのまちづくりの推進を図っていく。	同規模で継続	●まちづくり局	●企画課
	②歩行空間の整備	福祉のまちづくり条例に基づき、歩行空間の整備等を重点的に実施します。	基本構想が策定されている、川崎駅周辺地区(平成16年11月)、新川崎・鹿島田駅周辺地区(平成21年3月)、武蔵中原・武蔵新城駅周辺地区(平成19年11月)、溝口駅周辺地区(平成16年11月)、宮前平・鷺沼駅周辺地区(平成21年3月)、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区(平成20年2月)、新百合ヶ丘駅周辺地区(平成18年3月)において、点字ブロック、歩道改良の整備を実施した。	3	基本構想8地区の準特定経路等、推進構想地区の経路について、交通管理者との協議の上、整備手法の検討を行う。	同規模で継続	●建設緑政局	●企画課 ●道路施設課
	③エレベーターの設置	鉄道駅舎のエレベーターの設置を促進します。	市内鉄道駅は54駅あり、バリアフリー新法に基づき平成22年までに整備が求められている利用者数5千人以上の駅は47駅ある。そのうち、39駅にエレベーターが設置済、6駅にスロープが設置済となっている。平成22年度の補助実績としては、尻手駅(2基)、中野島駅(2基)、JR川崎駅(3基)の3駅のエレベーター補助を行った。	3	平成23年より、バリアフリー法に基づく国の新たな基本方針により利用者数3千人以上の駅が整備対象となったため、各鉄道事業者及び関係機関と調整を図りつつ補助事業を実施し、駅舎のバリアフリー化を促進する。	同規模で継続	●まちづくり局	●交通政策室
(4)安全で快適な道路環境の整備	①道路の整備	人の利用の安全性や快適性に配慮した道路の新設・改良等の道路整備を進め、交通安全対策を推進します。	通勤、通学、買い物など市民生活に密着した生活道路の拡幅、交差点の改良、電線類の地中化等を行い、安全で快適な地域の交通環境の改善を図った。	3	事業の執行には用地買収が伴い、関係地権者との交渉が事業の進捗に大きく影響してくる。また、用地買収状況に応じた効率的な工事を施工するため、地元関係者及び交通管理者との綿密な調整が必要となる。	同規模で継続	●建設緑政局	●道路施設課
	● ②総合的な交通安全対策の推進	交通事故の多発している道路や歩行者等の安全な通行を確保するために緊急に対策が必要である地区について、「あんしん歩行エリア」に指定し総合的な交通安全対策を推進するなど、効果的な取組により死傷事故の削減に努めます。	第1回あんしん歩行エリアについて、整備計画に基づき市内8地区のうち、観音・戸手・武蔵小杉駅周辺・溝口駅周辺・宮前平駅周辺・登戸駅周辺地区の整備が完了し、これまでに実施した対策の効果検証を行った。また第2回あんしん歩行エリアについて、整備計画に基づき市内7地区(鋼管通・南加瀬・宮内・梶が谷駅周辺・小台・生田駅周辺、柿生駅周辺)の安全対策を実施した。	3	効果検証結果を元に、第1回あんしん歩行エリアの追加対策の検討と取りまとめを行う。	同規模で継続	●建設緑政局	●道路施設課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

### 3 子どもの安全の確保

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1)交通安全教育の推進	①学校における交通安全教育の実施	各学校において、継続的・計画的に歩行者としてのマナー及び正しい自転車の乗り方等の交通安全教育を実施し、交通事故から身を守る意識の高揚に努めます。	各学校において、学校安全に関する全体計画を作成し、学年の実態等に応じて、交通安全教室を開催する等、計画的に交通安全教育を推進した。また、登下校時の安全な歩行指導や放課後・休日等における自転車の安全な走行指導等について、教職員と保護者・地域の人々との連携を図り、児童生徒の交通安全について協力して推進した。	3	交通事故発生件数がなかなか減少し得ない背景として、児童生徒の注意力や防衛力だけでは解決できない他者要因が考えられる。引き続き、所轄警察署との連携を図り、地域ぐるみで児童生徒の交通事故防止に努めていく必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●健康教育課
	②地域と連携した交通安全教室の充実	地域と連携し、保護者や高齢者に対し、子どもの手本となるよう交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた交通安全教室を充実します。	母親や高齢者を対象とした交通安全教室や自転車教室を、地域の実情に即して実施した。交通安全教室実施実績(平成22年度) 回数 43回 参加人数 1,871人	3	市内の全小学校1年・3年を対象とした交通安全教室を中心に実施していることから、保護者や高齢者団体等の交通安全教室等の実施について、実施回数が少ないことが課題となっている。	同規模で継続	●市民・こども局	●地域安全推進課
	③チャイルドシートの着用	チャイルドシートを正しく着用するよう、子どもの安全への意識を高める啓発活動を行います。	各季の運動において運動の重点に「シートベルトとチャイルドシートの着用徹底」を盛り込み、チャイルドシートの着用及び正しい取り付けについて、街頭での啓発活動やキャンペーン等を実施した。	3	道路交通法の一部改正により、全ての座席のシートベルト着用が義務化されたことについて、広く周知を図っているが、後部座席での着用が徹底されていないため、いかに周知を図っていくかが課題となっている。	同規模で継続	●市民・こども局	●地域安全推進課
(2)食の安全の確保	①食の安全に関する情報提供	ホームページやリーフレット等を通して、食の安全を確保するための取組や食品等の安全性に関する情報を提供します。	各区役所保健福祉センター衛生課や健康安全室において、飲食店等営業施設に対する監視指導や衛生教育のほか、消費者に対する衛生教育を行った(事業者向け:94件・4794人、消費者向け:70件・2094人)。また、夏期に多発する食肉を原因とする食中毒予防のため、リーフレット等を作成し、各種イベントでの配布を行うとともに、広報コーナー、広報揭示版、市バスでの掲示を行った。	3	依然として食肉を原因とする食中毒が多発しており、その中でも子どもに生肉を食べさせる事例もあることから、事業者だけでなく消費者へも食品の安全性についての正しい知識の普及に努める必要がある。また、より効果的に分かりやすい情報提供を行うよう、方法について検討が必要である。	同規模で継続	●健康福祉局	●健康安全室
(3)家庭における乳幼児の事故の未然防止	①乳幼児の事故防止に向けた啓発	子どもの不慮の事故防止や家庭用品安全対策についての知識の普及・啓発に努めます。	母子健康手帳交付時に事故防止と応急手当の冊子を配布した。また、両親学級での衛生教育やイベントなど様々な機会をとらえて事故防止について情報提供を行った。	3	子どもが安全に過ごすことができるよう、継続して事故予防の情報提供や衛生教育を行う。	同規模で継続	●こども本部	●こども家庭課
			販売店等への監視指導及び通信販売品を含む家庭用品の試買等試験検査(検査総数321件、うち乳幼児用繊維製品検査数188件)を実施し、また、他都市実施の試買調査で違反が判明した本市乳幼児用繊維製品製造業者に対して行政措置を実施した。また、離乳食教室(19回、499人)を通じて乳幼児の保護者に家庭用品の表示の見方や誤飲誤食事故の防止策等、家庭用品に関する正しい知識の普及啓発を行った。	3	外国製の乳幼児用繊維製品による違反があとを絶たないことから、事業者への法の周知を図ることや、通信販売等販売形態の多様化に伴い、流通形態に即したより効果的な試買検査を実施することが必要である。また、規制対象外の家庭用品等での健康被害の発生も危惧されるため、積極的な情報収集等が必要である。	同規模で継続	●健康福祉局	●健康安全室

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

4 犯罪を防止する活動の推進

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(1) 青少年の非行防止活動の推進	① 青少年の健全な育成環境推進事業の推進	神奈川県青少年保護育成条例の普及・啓発活動を推進するとともに、青少年関係機関・団体、関係業界、行政が一体となって、青少年の社会環境の健全化に取組む、青少年の健全な育成環境推進事業を進めます。また、有害図書類の陳列方法に係る立入調査を実施し、青少年をとりまく有害環境の改善に努めます。	川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会と連携し、次の事業を実施した。①年間を通じて「こども110番」事業を推進した。②少年補導員の協力による社会環境実態調査を実施した。③7月と11月の強調月間に、街頭キャンペーンや懸垂幕・ポスター等での啓発を行った。また、青少年指導員等の協力による有害図書類区分陳列等調査や、市職員等の立入調査による指導を行い、育成環境の健全化を図った。	3	平成23年4月1日に改正された県青少年保護育成条例の周知が必要である。「こども110番」事業を拡大する必要がある。適正な有害図書類の区分陳列を推進・啓発する必要がある。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
	② 少年補導員活動への支援	少年補導員への支援を行い、地域における青少年の健全育成、非行防止、社会環境健全化に努めます。	各警察署が所管している少年補導員活動に対して、補助金を交付し、活動の支援を行った。少年補導員人数 199名(平成22年4月1日現在)	3	各警察署との連携を深め、各地域の実状に合わせた支援が必要であり、引き続き補助金を交付し、活動の支援を行う。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	① 川崎市学校警察連絡協議会の充実	事件や子どもの非行を未然に防止するため、市立学校等と警察が児童生徒の諸問題や健全育成について定期的に情報交換を行う川崎市学校警察連絡協議会を充実します。	全市学校警察連絡協議会では、全体協議会を2回、運営委員会を3回、事務局連絡会を4回し、川崎市全域の広報パトロールを夏、冬に実施した。また、定期的に、学警連の会報を2回発行し、活動の周知を図った。市内8地区の学校警察連絡協議会では、各地区の実態に即して地域の関係団体と連携を取る中、協議会や善行表彰、パトロール、危険箇所マップの作成、学校安全研修会を各警察署と連携を回り実施した。	3	携帯電話やインターネットでのいじめやトラブルなどの未然の防止のために、マナーや望ましい利用方法などを周知徹底していくことが重要である。また、野宿生活者への暴力行為の対応や、校内での暴力行為や校外での窃盗等の増加といった課題の原因等を明確にした取組を行っていく必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	② 地域の安全・防犯体制の取組強化	子どもが事件・事故に巻き込まれることのないよう、市民・事業者・関係団体・警察との連携を確保し、「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」が中心となって行っている地域の安全・防犯体制への取組を強化します。また、地域住民が子どもの安全を見守るため、地域防犯活動の拠点整備を整備します。	市民、事業者、関係団体、警察及び行政が一体となって防犯対策を推進するため、「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」で22年度推進計画を策定し、各区「安全・安心まちづくり推進協議会」と連携を回りながら、地域の実情にあわせて地域ぐるみの防犯対策を実施した。毎月1日と10日の「こども安全の日」には、PTAや地域等の協力の下、学校等の登下校時における児童の見守り活動を行った。下校時を中心に、青色回転灯を装着した専用車両によるパトロール活動を小学校やこども文化センター周辺で実施した。自主防犯団体等のパトロールの際の集合場所や情報交換の場などとして活用できる地域防犯活動拠点を幸区の日吉小学校、多摩区の登戸小学校、麻生区の東栞生小学校の3か所で整備した。	3	地域防犯活動拠点については、23年度で各区1か所の整備が終了したが、こうした取組をいかに市内全域の各学校等に波及させていくかが今後の課題である。	同規模で継続	●市民・こども局	●地域安全推進課
	③ 危機管理マニュアルに基づく安全管理体制の強化	学校における防犯対策として危機管理マニュアルに基づき、施設・設備面での安全管理体制を強化し、幼児・園児・児童生徒に対する安全教育、教職員の危機管理に対する意識の向上などを図り、安全な環境づくりを推進します。	児童生徒の安全確保のため、電子(携帯)メールを使用した不審者等の危険情報配信システムを運用し、緊急・指導・対応情報を保護者等に配信することによって、より充実した防犯体制を構築した。	3	学校や保護者にとって使いやすいようにシステムの改善を行うなど、より迅速かつ正確な情報配信システムの運用をめざす。	同規模で継続	●教育委員会	●指導課
	④ こども110番事業の推進	子どもが被害者となる事件や事故を未然に防止し、地域の大人が子どもを温かく見守り、育てていくための地域環境づくりを目的とする「こども110番」事業を推進します。	各学校に既に配付している「学校安全の手引き」に基づき、各学校において児童生徒や地域等の実態に応じて安全管理マニュアルを作成し、学校安全の充実を図った。また、各学校で定期的に学校施設・設備の安全点検を実施するとともに、学校安全計画に基づいて児童生徒に対する安全教育・安全指導の充実を図った。さらに、教職員を対象とした安全研修会を実施し、学校安全に対する意識啓発と指導力の向上に努めた。	3	災害時における対応マニュアルにおいて、学校と保護者や地域との連携体制に課題が見られた。そのため、学校防災マニュアルの一部見直しを図るなど、各学校における防犯・防災体制の一層の充実を図る必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●健康教育課
				3	「こども110番」事業の市内全校実施及び協力施設の拡大が必要である。	同規模で継続	●こども本部	●青少年育成課

※達成度： 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

推進項目	施策名(●は重点施策)	内容	実施状況	達成度	次年度に向けた課題等	次年度の取組	所管局	所管課・所属
(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	⑤地域ぐるみの子どもの安全対策の推進	学校とPTA・地域が連携して行う地域パトロールや通学路の安全点検、防犯マップ・安全マップの作成など、子どもの安全を確保するためのネットワークづくりを推進します。	文部科学省補助事業「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を活用し、スクールガードリーダーを16名配置して、小学校全113校を分担し防犯パトロール等を実施した。各学校においては、スクールガードリーダーをはじめ教職員、PTA・地域が連携し、学区内のパトロールや通学路の安全点検を実施した。また、危険箇所や子ども110番の箇所を学区の地図に明記して校内に掲示する学校や、PTA広報誌等で定期的に子どもたちの安全についての意識啓発を図る学校等の取組をしてきた。	3	スクールガードリーダーが中心となってスクールガードを育成していくほか、県警のスクールサポーター等との連携を緊密化するなどして、より効果的に安全対策を推進する必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●健康教育課
	⑥小学校低学年児童の安全対策の推進	市立小学校に通うすべての子どもに防犯ブザーを配布し、犯罪被害に遭わないための行動及び犯罪被害が発生した場合やその恐れがある場合の対処方法などの指導を充実します。	平成17年度から小学1年生を対象に防犯ブザーの配付を始めており、平成22年度には市内全児童に配布を完了した。また、各学校で防犯教室を開催し、いざというときの防犯ブザーの使用方法や不審者への対応等、犯罪被害への対処法についての安全教育を推進してきた。	3	近県で児童が刃物で切りつけられる等の事件が起きていることから、防犯ブザーの使用を含めた安全教育を所轄警察署との連携等を通じて、より充実させる必要がある。	同規模で継続	●教育委員会	●健康教育課
(3)子どもが安心してインターネット等を利用できる環境の整備	①啓発活動の推進	保護者が自ら情報活用能力を身につけることや子どもの携帯電話の安全な使用について啓発活動を推進します。	相談窓口カードを児童・生徒に配付し、窓口の周知活動を行うとともに、子どもをインターネットトラブルから守る保護者のためのインターネット講座「快適なネットライフのために」を作成し、未然防止等への啓発を図った。	3	携帯等端末の進歩等にともない生じた子ども大人の隔たり(デジタルデバイド)等、実態を踏まえた啓発活動の推進が課題である。	同規模で継続	教育委員会	教育改革推進担当
	●②インターネット問題の未然防止	喫緊の課題となっているネットいじめや学校裏サイトなどのインターネット問題に対して、専用窓口による対応など、PTAや警察等の関係機関と連携して、問題の未然防止に向けて取組みます。	「インターネット問題相談窓口」による、児童・生徒、保護者、学校関係者の相談に応じるとともに、定期的にネットパトロール等を実施、問題等の把握や、各関係機関との連携を強化し、インターネット問題に対する早期対応、未然防止への取組の充実を図った。 ・権利侵害、有害情報の削除 ・ネットパトロール、監視による未然防止の取組	3	官民等の動向を見据えながら他都市と連携するなど、広域的な取組の中で、子どもたちが安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進していくことが課題である。	同規模で継続	教育委員会	教育改革推進担当

※達成度: 1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った